



淡路人形の由来目次

第一章	古文書から坂峯へ淡路へ形	四
(六)	甲から	一
(五)	甲から	二
(四)	甲から	三
(三)	甲から	四
(二)	甲から	五
(一)	甲から	六
淡路名所圖繪	七	八
標付入數御改帳	九	十
淡路様巡通札	十一	十二
日向素性	十三	十四

第一章 淡路慶應書	一一一
(一) 編	一一一
(二) 墓免許其の他	一一一

(一) 淡路人形の沿革	第三章
(二) 河竹繁後氏の「人形劇概観」	三六
(三) 広川清氏の「淡路の人形と居」	三七
(四) 淡路人形の起源	四〇
(五) 藩農一室永井尚の様人形	四五
(六) 享保時代の全盛期	五六
(七) 元文より文政に至る	五九
(八) 吉川左近郎氏に聞くく形屋本と改実	五三
(九) 明治以降の人形屋	五六

卷之二十一

(五) 人形の使い方 ..... 八二  
第七章 岐 行 ..... 八三

第五章	人形座の組織
(一) 七	座本
(二) 八	太夫・三味弾
(三) 九	役者
(四) 六九	利益金の分配方法

第七章	巡業先	八三
(一)	巡業方法	八三
(二)	上場十社の主方の本懸	八五
(三)		
第八章	人形役者団の陰語	八四

第六章 入形の組立	七一
(四) 足	七二
(三) 手	七三
(二) 朋	七四
(一) 頭の製作	七五

第一章 沿路人物	一
第二章 漢人形關係年代表	二
第三章 復興運動	三
附錄	四

# 第一章 古文献から抜萃した淡路人形

## (一) 淡路草から

(著者 藤井谷信・藤井彰 文政八年)

一、道裏辺術 章保 元文の頃迄は四十株に余り。今十六組残り。十八座本と稱す。其の名たる如し。

### 淡路の十六座本

市村 上 村 日向碌	地頭方 上 村 平太夫	金右エ門
市村 久之重	吉川 十太夫	又宗田勘左エ門
久 太 夫	吉川 安五郎	政之郎
戎屋久右エ門	鰐原田村 小林 六太夫	市村 金田
吉田 佐二郎	鰐福八太夫	傍示川 弥三郎
福永 級太夫	喜右エ門	助助
	龍	

一 伝未絵の面は用明天皇の御宇春日佛迦縁文会と云ふ者の依りて而端ありと云つ。

一 曹嘗度京都口淡野檢校海道指揮を振り 由奈東治院影金口東淡路の僧徒がさ謙うて木偶を禮し 三弦に合せたり。後陽成帝慈舜行口されて國威あり。國威ありて木偶舞に多き者を舞く 由奈田藤路行に仕せざる。

一 往古國源南宗院殿御巡國の時田元寺へ入らせらる。時に上村貞より某上村に備え。淡路環とけいしを計田向豫に改む。田元寺は田口向豫と書く。改せ。又 国源寺村の法藏寺へ入らせ。改し時六之丞様と上管に備え。以テ兩廢共に御恩儀の事ある時は必ず西廢行に勤め。北廢行に勤め。其後又西廢行に勤め。各々一刀を帶る者を免れ。田元寺は年節に行拜謁でも免し給う。其後又 寶徳院殿も御隨侍あり。尊う様へ形を好み給ひ。毎々田元寺を召す。勤めし。

### 淡家の右派

三条の者は賜差や差せどあれば院内口

寛永十五年 京都道上家に便りて仮書、清書す。今ある處の卷物也。

例によせられ。

一 伝未の一軸あり。西光寺に予力ありしに。彼等に爭論の事あり。往僧田奔の時持去れり。仍べ坂上入道にて墨書き。前大納立寺の筆也。

一 繩津田宮の北半町許りに祠あり。磐樽船の神也此浦に住る造君に古ラ者ありて 大神を人形に依

慰し 氣也とて今も祭る也。今は百太夫の社と云クセ。

一 村老曰く 百太夫淡路に乘れる時 此村の木偶師菊太夫が家に数日宿す。終に菊太夫が娘行つたり嫁船す。百余日にして百太夫冠に病死す。仍て百太夫が縛 も齒に留まり 其の後丑経て田間の櫻舎と淡路の道裏坊と爭論年事あり。ナシど菊太夫は縛旨を所持すれば 弥本朝の最上と定められたり。

一 三条村戸屋暮名久右エ門曰く 往昔御縛旨退失の時 当村の老臣西久上京し 再賜の事を願フ。

官庫にも御控とも思えが左モにや 大いに月日を要ね 漸く今の一轄を下す所しと云う。今是を見るに一書の斜×造は日本紀の文算依也。運て縛者の口に通えり 真書の段上入道不審也。縛旨に入道仕し人は書入べからず。固に口に承りあらへしなむへし。

一 上村源之丞所藏の書事

（味加草に出る者略）

右の眞書は村の宝庫に納置 祭礼主干の時ありやは是を出さず。廿余堅の便使師各守しの書を以て本国に出る也。又同村大御堂（麻佛堂とも書く）の信義の社内に造裏坊及百太夫の像を安置す。毎丑正月六日 百太夫の祭ありて右の眞書を像前に奉え 塵恭各通夜となし 拝礼の式ありと云

う。近年浪華松筋各守著にて築屋に歸て載あひ是は全く右の書にて切りと見る。國会中江注歌一首を載す。

鼓格子 渡丸

天王寺 蕪坊

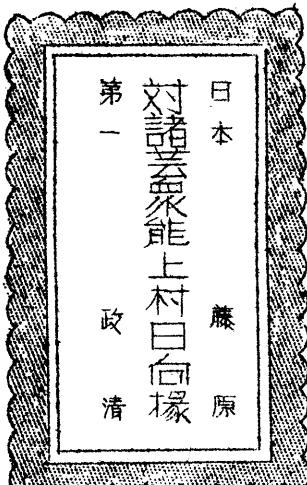
傀僕師是も後踏と胞衣にしてみじに画々疏後越前

鬼かの入形まゆしのはつたへは田の宮から始まりく  
一 お居臺句に掲る相生の額

答信左に便使便使家第璽鑄六夫等首は淡波様

越前様などと受領を許されければども中頃より此事止み五つ。

寛政中立本政太夫（始中太夫 淡波利兵衛世）中政と云うと對く櫻磨様と稱しけれども 世も 横程もなく是を止められ 再政太夫に復しも 斯既止しき事なる「源と墨」限り て田河様と稱し力あるらがめしキ縛を掛け



國に往来して陸の道のないキリシタニヤは故ある處なるべし。

然るに「日本社事」に百太夫の社とて、齋茂の太田社の末社にあるよし加茂注進狀にあり。自然の向日町。  
又是等によりて設成せし言葉 何時にも別に故ある家なるべし。

右の圖書を見ては、日本の標準とも云へば、文は見える。

後漢書の朝鮮傳には、  
「燒失せし書には極めて然うべき編目下し文書などの類ありしるるべし。彼家法之  
はおがじく古事記 傀僕の術と御遺仕うてし事ありし」とぞ。

(二) 茶地草から (庄政直年著)

道義方術（トウイエイボウジツ） 田舎道義方術をする者生れにあって宗源は吉野學問の見ゆ。又讀書して醫學の傳承を方々補う。

事務所原の田 德利は漢の高祖平城に「曲まね」時陳平が計を以て本を以て美人を惑ひて敵上に立てる。

戦場花技術曰 云止年中蘿摩節郎<sup>正</sup>と云う者あり。田沢候校(今時淨瑞境の三弦を弄する者也) 鶴次と稱するは鶴次<sup>二</sup>因<sup>一</sup>也「云葉を得く 始めて十二歳を語る」(三條天朝の歌)「金高著者あり」女を愛瑞嬌君と仰ぐ  
牛糞兒興洲下向の時 一夜宿<sup>二</sup>波<sup>一</sup>邊原のナの田舎<sup>二</sup>と繋<sup>一</sup>りて別<sup>二</sup>出<sup>一</sup>去<sup>リ</sup>

瑞雲寺を題材にしも、還り来りす。女優みて娘を着生羽口投げたり。侍江東泉と云う番遂に出来じて、淨瑞雲院が拵置する所の賜物十二の小箱を匾とし、之を得て阿弥陀堂を建て、浄妙寺と号す。尼教く後世を弔りて終れり。此寺猶今に存在す。此事を織田信長の侍女小野拾遺と云う機の女物語十二巻にて、依りて、淨瑞雲院物語と云う十二段にせし事は、東海淨瑞雲院世界の十二因縁を數えく断せり。(其文勢)是伊勢物語に似たり。其の頃西の宮の徳使姫を誘ひしと、人形を以てた筆に令せ、諸國巡行し舞けめ。瑞雲院の想慕の事を依りて、次第橋松屋定吉語也。人擧げて西う。田舎廻の洞窟影物屋絶四也。洛路の  
徳使を誘り、合人形と舞し、三弦を引て是に和す。) 次第は藤園ひふみじ。居行子にも再演となり。川野小町行状記にも、吉公の北方故郷の石碑、信長に仕へ、信長滅亡の後番町に仕えしよみべつて。又同書前後稿成帝釋に因由て引田淡路路、仕ばれり。

國書の伝説に、往古西國の百太夫といつもの太陽を擔ぐ役者に乘り、此村の麻績堂に廻りて寄宿す。

時に山村の木偶師菊太夫なるもの百太夫を伴ひ帰り、やどしける内に、菊太夫の娘と契りて娘形す。

百余日にして百太夫は病没す。其亂の男子は菊太夫が冢を「がせ」、血脉及木偶師の葉とも連続す。

又百太夫は繪旨を珍藏せしが、山村西も菊太夫の子に渡していかず。後年「到りて、西向の像也」と淡路の道君を以て、本朝の最上と定められたり。

### 上村日向所藏之畫

「古天地未」刻陰陽不分渾沌四鷦子混沌而含牙及其清陽者薄靡而爲天寧濁者淹滯而爲地初州  
廣淨漂游魚漂水上也平時天地中生一物狀四葦牙便化爲禪靈國帝立薦御國狹地尊次薦御浮  
凡三神肇乾道獨化所以成此純男次有神沒主羣生尊也次有神大戶之道尊太苦邊尊也。次  
右神面足尊次有神伊弉諾伊弉冉尊也白國常立尊復華也伊弉諾伊弉冉是謂神代仁代者  
笑・伊弉諾尊伊弉冉尊立於天浮橋之上共計日底下道無國數達以天之理牙指下而探之更復含  
溟其矛鮮滴之漸凝成一島也之曰破駿嶼島二神於是降在彼島因後天爲夫歸產生洲國便以破駿  
嶼爲國中之柱而陽神在是陰神右脇分巡國柱同会一國次陰神先曉日壽哉潤美女母靈神不  
悅曰吾是男子理當先唱如何弱入反先語乎事既不詳三故改旋於是二神却更相偶是行也陽神无

唱壽哉遇可美少女事因陰神曰汝存何成斯對曰吾亦育唯元之處思致以至身元處令汝身之元事  
於是陰隔始隔今爲夫避送將祖父而小知其術時有鶴鶴渡天海其相尾二鶴見而學之即得其道矣  
鳥至產時先以淡洲島泥竟所不渡故名之曰淡路洲也住入日本津秋津洲出生伊豫之名洲之主  
筑紫洲次雙生隱岐洲伊佐渡洲世人或有雙生者號曰也出生越洲淡生大洲次生吉備子洲由  
起大洲國之号尊即對島營岐島反處也小島皆是湖沫凝成者也亦曰水沫凝即成也次生海王川  
次生山次生木祖句々活龜次生草野姬既而伊弉諾尊伊弉冉尊共議曰吾已生大洲國及山  
川草木何不生天下主者歟於是共生日神（天照太神也）另大口醫真生日神（日說尊也）次  
生蛭兒雖曰三歲胸臆不立故載天蠶櫟樟船而順風放舉次生赤糞洞禪（大社祖也）一書曰日本  
既生次蛭兒生歲三歲脚尚不立初伊弉諾尊伊弉冉尊巡柱之時陰神先發喜云既還陰陽之理所以  
今生蛭兒也次生蒸蒸鳴尊也次生萬體櫟船輒以此船載蛭兒順風波濟也。一日蛭兒泛滄溟逗渠  
多年歲已往於今倭稻化爲光神如車輪千時在東其等臣君（元末鬼人の島鬼色看家壯也）  
或時乘氣船汎波浪養聲譽口其中有霞光相見之映光在十有二十三歲許之呢。如神迺在官邑君曰  
朕上古之聖也也未先官殿也於渤海可建夜宮殿云々。從事田原大明神（夷三郎殿也）爰有人  
号通靈坊給仕而契合神鬼然死後尤顯然利足風雨雨濤浪不擋半時百太夫田原都藏原  
長者（近衛殿也）承勅而曰道君坊形白化棟之慰神靈云々。隨動而換之神處也。其後此形代

者慰神處依島奇乃相続道石坊百太夫共送詔國祭靈神也後由大夫道靈坊舊次淡路洲佐此術者乎。此洲二神生大日本寶秋津洲時肥前此事改由。爾奉百太夫乞得之後事為此據者出(百大夫淡路洲三原三溪住居佐此術後祀而崇其實佛也)。一曰古者在「百川神志承勅詔請能語苦討」(大日本者神國也故以慰神處為諸君眾能首者也)後人勿輕之若輕之則背神靈也復入可出(不許也)

右記錄雖之有及紛天以後若吉田家祀書未鑒古靈信口付詔(耳)

坂上入道判

寛永十五年檢委貢申句日

- 12 -

一 破鏡處島三條道薰坊相繼引田淡路根今般 於禁裏所會三社神樂之式奉持依之從田位下被叙者也

天氣之迎即件

中院大納言達書 手封

對

阿波淡路國上村田向様

中五十二年

元龜元年三日

長サ658

当蒙ニ田猪有之二付海上里通諸初念國々今は未だ通中勤並在道海川渡等無用意可給かへ思へ用之  
前者其宿々無通漏於善五可給

中院威役所  
國々諸役人中

印

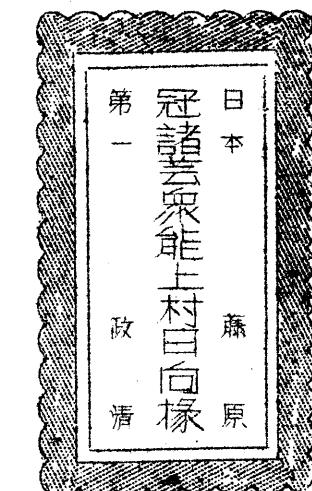
庚八月

右の通書は此村の宝庫内納め置奉、祭礼由干の時ならぬは是と出ナシ。廿余座の傀儡師 各享レの書を以て他處に出る也。此村の大御堂(麻績堂とも書く)の佛壇内に 道靈坊及百太夫の像を安置す。毎年正月六日酉太夫の祭ありて 右の真書と像前に備え 部頭名通表と云し 拝礼の事あり。中世渡辺松好者が著述の榮屋図絵に載る所は 全く右の書に依りて見ゆ。図絵中には歌二首を載す。

傀儡師ニ附も淡路を胎衣にしてつみにや國や荒後越前

波丸 天王寺 燕坊

戲色に過る相伝の歌也。其の銘文化に見ゆ。傀儡家淨瑠璃の太夫等 昔は流後様越前様などより愛稱を免許せらる共 中項より此事止みたり。寛政中 竹本政太夫(始中太夫俗稱利兵衛 世り中政)に



こうして暫く播磨守と稱したがひじも、幾程もなく「口」を止められ、西宮政太夫に復しめ、勘定出で事なる。日本に限りて白面様と稱しがかりにかかると、腰を擱せ、他村に至り興行するに障のなかりしは、しかばま故ある家並みべし。

（上書古文）

百太夫は諸國を巡りて淡路三原郡に着、三條村にて身まかりけり。何某田人百太夫に總領を頼みて

此總領の養をなせり。是を多謝の如也。右淡路守は百十石余なり。当時諸國に名あるは上村源三郎事田向様と號する。往來權力と許され居る者に恩を負ひて其錦御記、上儀淡路守の禮書を以て業に出立す。又田向は其座に御神のへ札并を謁し及御役を除せらる。むかしは總領の御頭三人あり。源三郎、菊太夫、蛇太夫等也。此三人に棒役三本を賜り、事務書付持す。後菊太夫、蛇太夫の兩達致して、源三郎のみ連続す。則棒役三本は其座中で賜りし事在元治元年（官記に載仕主）。

### （三）淡路名所圖繪

（嘉永四年出版）

「木浦御門」同村にあり。廿八淡路守上村源三郎本と云ふ者二十軒余もある。就中上村源三郎なる者と號とす。市村六之丞と云ふ者も其魁なり。上村本は市村に住せり。其中諸守を隨歴して木浦守居を體行す。一村中皆莊業行ふるもの前記住す。或は淡路守かたり。三昧線じき、木偶つかじ、道具方口屋のせうひ、二合口。

道薦家伝曰、「淡路神海深の傳つて」十三年にして和田崎「にて光神」と云う。時ニ源々あつて御願と仰ぐ西太夫と稱す。姓は源原名は正清といつた。海上の現象あり。總神の曰し、託宣するやうは難處なり、我當殿なし。沿海洋に夜宮を立む。是が由来也。三斯殿つねなり。この道薦家と云ふ者ありて神行

治社より神意に合ひえり。道薦身没て 後は神を慰める者なき故に、恩済起りて海陸大に大に苦して  
なり。也て百太夫此事と朝廷に奏し、勅を奉けて道薦が形を造り舞せば、神をもつて給ひて海陸  
ともに誦になれり。夫より百太夫は國々を巡りて 此術を以て衆神を祭り神魔を慰む業となつり。  
後に百太夫没路國に上り、この三条村に住し、其業を伝え来るとなり。

或木偶作の宮司が神社の辺りに三条と云ふる地あり。此なんもじや 百太夫の住せし田地にわあづへ  
か。其旧名を以て此淡路に乘りとも三条と字すなりべからぬなり。 仕えてたゞ。上古此地に道薦坊といへる翁ありぞ 太神に「がへ神魔を慰め奉る」 木偶を造りて是  
をつかい舞せしとぞ。是世に魔使師マジツシといれる者の濫觴ラブリ也。俗に木偶をだくの坊と云い 木偶をつかう  
者をだく連ダクルと云ふは此道薦坊のよび號なるなり。

里老の伝説曰 往昔西宮に百太夫と云ふもの木偶を擔て淡路に来り此村市村三条の麻績堂マキヤドウにて奉  
宿せり。時に此村の木偶师菊太夫なるもの百太夫を伴い歸り留めける内 菊太夫が娘に娶りて、腰脱す。  
然るに夫より幾程もなくして百太夫は満沒す。その娘の男子は菊太夫が家ハセを繼ぐで、血脉およぶ不偶師  
の養をも連續す。又百太夫が繪旨を珍藏せしが 是も菊太夫が手に渡りしとかや。後耳にいたり曲の  
宮の魔使と後路の道薦坊と斗争の事ありて 京都の赦許に予りかるに命じて大菊太夫は 痘瘍トウヨウを持  
すれば殊淡路の道薦坊を以て本朝の最上と定められたりと云ふ。

列子云周禪王時乃人

有德師アラタシ者モノ本人能歌  
善王子盛姫ルイ鏡ミラ之ノ舞既



# 棟付人数御改帳

(文化八年 市村行房藏書)

二。 條 林 篇

## 一。 御藏道薦訪廻百姓

老家 田向 歳三拾五 (八代田)

此者先祖源之丞養延至元々年棟付御帳宿書一棟役三本

御代々御教免被成御書行御座矣 右之内菊太夫 佐木夫は源之丞役者にて御座矣得ども 菊太夫跡日傳承者無御座矣に付只今は源之丞役に居由役者之内引未旨付上肩書無御座代々道薦訪廻仕居申此度棟付御取調に付右肩書申上差所彼是御詮議の上延至度棟付御帳に右の通稱記有之儀に美得ば右御引合を以て此度の儀も夫役三人御引被下且又肩書の義を道薦訪廻百姓と附上候林被仰付矣

一人 田向妻つづ 歳三十五 斗一足

## 二。 御藏道薦訪廻百姓

小家 田向伯父 吉之助 歲五十八

此者前書田向祖父政七事 源之丞親領にて御座矣所親跡の義は勝手を以弟清太郎事源之丞に相譲

## 三。 御藏道薦訪廻百姓

小家 田向忌外 源次郎 歳四十三

口向曾祖父源太兵衛事源之丞 実子にて御座矣所親跡の義は養子相続仕屋に付后家にて妻唐子出生後享和元酉年別家仕道薦訪廻仕居申此度棟付御取調に付道薦訪廻百姓と附上林被仰付矣

一。 御藏道薦訪廻百姓 (小家にもそゆべく文面はあれども省略す)

御藏道薦訪廻百姓 小家 田向忌外 伊世向 歳三十八

万三郎 歳十二

忠次 歳三十二

喜三郎 歳四十

官五 歳十六

壽助 歳五十

喜三次 歳五十

一御藏道賣坊迎百姓  
老蒙二面後蒙  
歲四十八

御藏道場回百性 小家 乙面後家冠外 直吉

金  
藏

此着道薰坊回仕申止度便行御取詔門付本家同斷道薰坊廻百姓門付上承林被仰付差一日金并義  
芳

参考 江戸の棟付帳に井田郎は、吉浦山形郡知討村出典、裏面は経生主屋森村産、赤郡原村の出であることが記録されている外、出稼にて出奔したと記せらるるものに

龍政九耳  
予洲  
六次

中日文对照

明和二年

六  
五

首政十年

天文二年

安永七年

紀他信  
洲八州

市  
三  
期

享和三年

天明四年

紀洲

甚薦

吉 弥

元文三年

六年

他國へ

助石円

羽藏

乙面後家之家も相当の道蔵方廻の家と見て、前記乙面後家意外の外、金藏、佐太、多藏、佐吉、次郎吉、佐太次等あり。

3

一 壱 宇 大 御 堂

此堂延宝元又年棟付御帳に前記膳之助先祖佐右エ門小室阿弥陀寺と相付肩書堂守と附上御座表へ  
ども佐右エ門の混合無御座享保十三年佛閣御調帳には入御堂と附上御座表  
此度棟付御取調行方右の御申上承所享保度御調帳の通行上の林被御付差入

4

一 この梗付帳の卷尾に集計あり。即ち

家数合	百四十四軒
内	式軒寺
人數合	五百五拾九人
内	生面六十五人 男
内	女

内 壱軒無役人  
西三十二軒百性  
〔御藏百姓四十五軒  
御藏道蔵方廻百姓九十二軒  
内 内 内 四人 四人 六人  
内 内 内 一役人 一役人 一役人  
内 未人 未人 未人

5

御藏道蔵方廻百姓 梗付人数御改帳

一 壱 家

六之丞

歳三十七

此者先祖六之丞延宝元又年棟付御帳に肩書百姓と相成るへ共道蔵方廻住居由此度梗付御取調行  
方右通甲上承所御詮議の上道蔵方廻百姓と付上承林被御付差入

一 壱 家

六之丞屋外

源 嵩 賀 三十三

一 御藏百姓 小室  
御藏道蔵方廻百姓 小室  
内 家 六之丞屋外 源 嵩 賀 三十三

老入 久吉父

源平左 七十二

六之丞屋外 文 藤 三十六

喜五郎 三十四

長次 二四十八

長次書　と　う　歲三十八

尼人子　久　藏　さ　十　六

同　熊太郎　か　三

御道敷方通百姓

堺家

道敷方通百姓

武拾兵軒

庄助

歲五十九

## (五) 淡路操巡通一札の事

長野県下伊那郡中箕輪村の上吉田の唐津吉田所蔵の「年記帳」「(ひよどり)寛保四年 延喜二十五頃操人形をした、そして安水の原(ひら)」淡路の人形遣市村六三郎と云う者が来て落着(おちつけ)て村人に人形を伝授(しゆじゆ)したと云うが、彼は淡路の引田家文書を序し「道敷方傳記」とし、人形の秘傳書があると云つて錦の袋に入れて持つて来た。云々

其後死んで六三郎の甥市村久藏なる者が矢張り淡路の三原郡から来だが、彼も操り喰業の錦と往來手形などを兼ねたような書付を持つていた。即ち

## 淡路操巡通一札之事

一、淡路操の儀は本茂其帝廢帝の御子豪御免財御朱印奉頂勅語固巡通仕使 依之此處之居之儀は何れ

文化七庚午年二月廿日

淡路 稲田九郎兵衛領分 宮橋村 吉田源太夫

團々御役入衆中

吉田重三郎は寛政年間に淡路より来て文政四年の冬田で死に……(長野県下伊那郡上郷村)  
稲田人形に觸する唯一の古文獻「明神講説錄」に  
稲田人形に觸する唯一の古文獻「明神講説錄」に  
寛政年中淡路の國により吉田重三郎と云う人形の芸人来り村内に薦教 此者当時住居し文政中に死す(文政年九月二十三日)

前被の墓は上郷村下稲田大念寺に現存する(切高一氏記による)

## (六) 日向素性

弘化二年二月筒井村(現在の北阿万村筒井)庄屋田村次郎太夫が都代奉行所へ届け出でたる三条  
村道敷方通百姓並代々成行相譜帳に依れば

慶元年御事

引田源之丞

藤原

(天正十九年相果)

此者天慶元年一月於禁裏御所榮殿之前三社神邊様之式相動用矣はれ中院大納言林敷達の御給直領數所林仕馬申矣此者より才代役々相尋得共筆記等も無御座矣故素性の儀難相分右源之丞を初代に相定由 田又京都へ罷登云節太夫名被下置 源太夫と相唱申由に御座矣

### 一代 初代源之丞若領 菊之政事

引田源之丞 (慶長三年五月相果)

此者續じて京都罷登 於禁裏御所前周助三社神邊様之式相動用矣はれ中院大納言林敷達の御給直領數所林仕馬申矣此者より才代役々相尋得共筆記等も無御座矣故素性の儀難相分右源之丞を初代に相定由 田中院林より御会持並に入便御帳帳下置 帯刀御免被御仕使國にて相用得共御國用にては奉給相用不申由に御座矣 将又道藏方廻の卷物先年正月補年 由光寺へ手置御座所右往持出奉後給夫仕事に付則源之丞 徒者萬太夫・佐太夫弓運 寛永十五年上京仕禁裏御所へ罷出御先矩の通り御宸筆の御卷初又被下露度旨奉願差及上入道教筆 名印の卷物被下置爰田ひ石巻初相謁貳外 道藏方廻の由来と吉田殿の被書並に口ひな等を以て相諭定越相謁御座矣 此卷物の奉は三条村道藏方廻の宝物に付其後村方土藏に入置 建は村役人請持にて 每年正月七日当國中腰座 相集右土藏より取出

右村大御堂廻内に相奈御座矣 道藏歴木像の前「相供」之祭相洛夷得は人々土藏へ入置村役人相予リ居申由に御座矣

右源之丞所林仕馬申矣御会持並の通り「御座矣

### 二代 源之丞源之丞領岸之丞事

引田源之丞 (慶安年中相果)

此者峻院林御代役三本御裁定被爲御付夷 奥源院林吉地(被爲遊御入室)即於林田村様被爲御口向 と之御被爲下置矣(付其後代々本人に相成矣)は曰可と袖端居申矣由に御座矣 御西風並松葉差御見被仰付其後代々於御城内御目見被仰付 於德昌御城下操古居被仰付由に御座矣

### 三代 田向源之丞

田向源之丞 (天和三年二月相果)

此者正室元年様付御帳に一家と相付肩書無御座を書に棒役三本御代々より御裁定被爲御書付御座矣 右の内菊太夫 佐太夫は源之丞役者にて御座矣へども 佐太夫 菊太夫に麻田館院者無御座まだ仕合には源之丞に居用役者之内にて引未申表請付上御座矣

南京院林御当地へ被爲號御入台御於市村前記源實公通の奉物奉入御上實且御前門に操取被付其後  
德島城下西丘町日文七日支操之恩被爲御付美田に御座矣 德島院林御代於御前度々蒙被爲御付美田由門  
御座矣

五代 四代日向一男 源太夫事

日向様 源之四 (正徳四年二月相果)

此者兄源次早生矣に付親跡相続仕享保十五戌年棟付下御調帳口一家源之取西姓と相付花書「源之監養  
從元年御代々棟役三本御赦免被成下房吉付上御座矣

南漢院林御代於御前度々操被爲御付美田 在享保二年右五被爲御付砌荷物送夫四十人被下醫耳後  
操被爲御付度毎送夫三十人死被縊ト置美田 因又食享元禄年中因第伍志前爲御手当 棟付之居被御

付美田に御座矣

六代 五代日向一男 源太夫事

日向様 源之四 (享保十五年正月相果)

此者三戸郡德長村にて森長左エ門林予へ百姓五郎御領にて御座矣處明和二四年内分養子に相成居申此  
度棟付御取調に付右御経人林以当長左エ門林御殿御証又に御郡代山形三助大林御見印頂戴仕源太  
兵卫若源之取西督相続の養子に罷成申矣

嘉徳院林御代於德島御城操被爲御付猶又於御花島並に田御殿に度々操被爲御付室四年より同

日向様 源之四 (享保元年十一月相果)

此者三戸郡德長村にて森長左エ門林予へ百姓五郎御領にて御座矣處明和二四年内分養子に相成居申此

度棟付御取調に付右御経人林以当長左エ門林御殿御証又に御郡代山形三助大林御見印頂戴仕源太  
兵卫若源之取西督相続の養子に罷成申矣

八代目 七代日向一男 清太郎事

日向様 源之四 (宝歷十年七月相果)

此者兄若之助勝手を以て別家仕吏に付親跡相続仕居申處困窮に付延享三寶年銀札一貫目并借被御付利  
益にて百円定十一年に迄上奉仕更替に御座矣

良達院林御代御祝善芝居於御兩國御山下に被爲御付美田母又田御殿 大谷御殿に操被爲御付矣  
由 猶又東後六年五月於須本八幡宮御前奉上操被爲御付美田に御座矣

九代目 八代日向惣領 邦藏事

田向様 漢之丞 (天保十五正月相果)

此者諸事先代の通相勅旨書御座矣

十代田向三郎 民次郎等

此者又今本人にて御座矣 兄義之助早生仕差に付難蘇相続仕居申矣 先代より若殿林御誕生を奉佑仰  
位能御昇進亞に詔祝儀之御仰於御兩國御止下に度々後身之居候爲仰付夷田・丸右様等之居奉願上之前先年  
ナリ其者選判にて願書差上未居申由に御座矣

右者三条村道場訪廻の日向素性成行等柏調至秋役仰付奉與若之通相調申上矣 宜敷被仰上可被下  
矣以上

筒井村組頭庄屋

田村次郎太夫

弘化二年二月

御都代林御手代

柏木八百太夫 河野平  
池澤宇右エ門 伊藤龍太郎 殿殿殿

(一) 引田源之丞 (二) 淡路掾 (三) 日向掾 (四) 源之丞  
(菊之丞) (馬之丞) (養子) 政七 (清太郎)

(五) 源太夫 (六) 源太兵卫 (七) (八) 清太郎

(九) 輛藏 (十) 民次郎 (十一) 崩花玉山 (十二) 善三(塊存)  
(德島市在住)

## 第二章 淡路壁松書

(一)

繪

上田

淡路人形墨元には繪者の方しなるものがあつて、これを常所持して業に出たものである。(又画は前章味也筆の繪に出てゐる)

右の眞書は三条村庄屋鈴江助五郎の内門下にあつたが、庄屋の家に不幸が続いた時、「」の書の古方けあらんとして源之丞の家に預けた。然るにこの家も亦不幸が続いたため西光寺に保管されてしが、住出奔の時持去つたとか(一説には焼失したともいふ)

淡路草引の出でしる如く、其の後再下附を受け、三条村敷屋の前に小祠御堂(三枝敷在)を建て、繪真藏と稱してこれを継めて置き、毎年正月三日には繪師系なるお祭をして、各慶元から選ばれた番行依つて通夜をなし、各人形關係者多數參拜しておこなう事である。

尚この建物は昭和三十年頃まであつたが、遂に取除かれて、繪師は三条絹總代が保管をめぐらすが、現在行方不明となつてゐる。

(二) 其他の書物  
1 檜免書

一 夫櫛者越人布紙二天勧請印押書口以大朝吉人布鬼魔退散茶ノ族除父者也  
天寳之處如件

中院大納言教達

天文廿四日 引田淡路掾

入馬賃錢拂帳

文久二年

入馬賃錢拂帳

裏行

高麗鞍馬用

吉田佐次郎

裏行

高麗鞍馬用

吉田佐次郎

裏行

高麗鞍馬用

吉田佐次郎

裏行

人馬賃錢拂帳

慶応三年

丁卯三月

一 人足

二 人

一 宿禰篇

一 桃

一 輕瓦

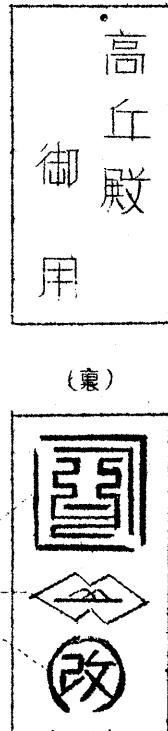
一 足

當家江由猪有之付海山里為諸神念國々江往未矣道中筋井 在道濱川渡等無邊肝煎可給瓦  
人入馬入用之節者其酒ノ無邊濱林善江可給瓦

國々諸役へ中

中院殿役新中

3 御用札 (吉田佐次郎屋のもの)



4 道糞坊祭

三組大御堂ハ腰廻の取扱として船渡社がある(専賣添照)

當因(ひ)腰(こし)として道糞坊 五丈六尺 枝垂神の田体を奉養す(様の東)奉彩色曰謹西建  
當時 当村中三ヶ村屋本中 干時文化五年正月口 繩上へ当村在六谷松次とあり 又前口  
無口 記者行文化十一年正月とあり

毎年正月六日御開扉をして坐元 始め人形関係者奉拝しある 「の腰」セ也セ由治廿五年酒多行善行  
せらうてこれが 何時しか止んでしまつた

## 第三章 淡路人形の沿革

### (一) 義太夫全集に依る操弄の歴史の起源

慶長五年 沢住横枝の「人形劇」三郎とさつがおつが。同じ櫻樹の下の淨瑠璃館も 同時に櫻樹の見  
せで樂しませむの「櫻樹下からう」と云ふので 人形の名産地である瀬戸田郡から傳来した。田舎を詠  
き 色々と相談して 淨瑠璃に合せて人形を操る「ひととて色あわせ」。「ひととて色あわせ」(人形淨瑠璃)の由  
来である。瀬戸府志によると 横枝の元祖は四郷改新前でなく 淀野町の門人木曾兵五郎と云ふ  
者。盐井某を語つて 慶長四年引田某と共に操弄を始めたといふ。向所にしても慶長五年であつたつ  
いは櫻かにあら。瀬戸田郡は淨瑠璃館の曲譜を保つたので 沢住横枝と共に淨瑠璃館を三経営に移し  
左功劔者である。

### (二) 河竹繁俊氏の「人形劇概観」より

1. 慶長から元和にかけて 京の田舎河原では 数十もの人形淨瑠璃劇が軒を並べてこひりである。

書譜にみると つづりの三屋敷の粗末な劇場は 四周に竹矢張を組んで壁を弾む 楽器の上にかけ  
に屋根が設けられて 舞台は竹や竹の葉が用ひる體を恐れ入して居させたといふ形で 勾欄  
から児童席の方へ斜面が設けられたりとか。人形はその大幕の中で身を躍して人形遣によつて操る  
れ バックは幕や襖で 簡單な物出しだとの道具ぐらじはあつた。淨瑠璃は太夫によつて その  
幕の蔭 あるいは一段高い床から語り出だ。語り物は必ずやく「淨瑠璃十二段草子」が飽きらぬ  
て「阿弥陀脚部」「梵天國」「牛王燈」「觀音記」などといつものが歌詞十首 人形経節と提携  
した人形の盛り大にに行はれてした。

その田舎は浜舟と瀬戸の兩検校の二系統が最も衝突せず 技能的にも優れていて その特長は前  
者の硬い口づえと後者の軟口づえである。

2. ただ阿波 淡路に於ける人形には浜舟と瀬戸の二系統がある。元末慶長初年に淨瑠璃と提携したのは  
瀬戸田郡の人形遣であつたのであるが その田舎系のものは 淡路島と西渡と云ふが 本來といふも  
その發祥は淡路なりあるゆく 本家本元の觀はある。多數の人形座がかつては存在し 現在と  
ても開港したことあるは 本書の古伏氏の記録の示す如くである。

### (三) 廣川清氏の「淡路人形史」より

1 淡路の人形壓の起源を語るやうに二種ある。即ち「淡路道意扁」と淡路壓機書の所伝である。前者を見ると

古に曰く、模状由宣靈美須大神の神井に森田翁といふ者あり、同社家に森兼百夫といふ者、西家等の事ありて「御事」に兼百夫負けに奉りて、男子一人回家へ養子に道はし、其身は同國尼ヶ崎梅翁井といふに便り、渡世の爲に工夫の上古キ経相をしつらひ、人形を拵へ、白衣の丈可に「平家」に依リレ節をつけて人形を舞はずつゝ町・村共に鬼物賞レナリ、堂上堂下御見物なれど、しきり御褒美をこだわる也、其上

日本諸芸<sup>操</sup>淡路壓機書勅免 上村 兼百夫

淡路國三原郡三條村住人

後後鏡して上村田向少掾藤原百夫、淡路國三條村に所縁あつて立越 因範の百姓へ人形を拵へ教へ城主免にて四十八座操り取立てゆあり、國々へ銘々所持の口宣は右の事なり、云々とある。

後者は即ち「淡路壓機書」の所伝は「樂園図繪お船遣」や「南水漫遊」や「畫曲類纂」などに次々に引用されるもので、要約すれば諸神三神の御子の蛭子神が西宮の浦に漂じ着て鎮座したが、後に行坐して道薦といふ者が、この神の御心を慰めたので、「此から風波が静まつて無

船の多くの奥を得る事がえしがつた。時道薦が暫く病んで死したので、又起り波が高く強がなかつたから、百太夫といふ者が人形を依つて、神前のお箱の傍に耳を清めて、人形を以て「吾は道薦なり、尊の御機嫌を惜はゞ盡るたり」と云つて神心を慰めた。そのまゝ波が静まり漁もあつたといふ。時の帝がこの事と聞し召し、百太夫を禁庭の御内に召勤めさせられたので、都に上りそぞの儀を勤めた。ついに依つて「大日本者禮國故以慰神慮<sup>下</sup>」と云ふ官符を賜はり、諸國諸社神にための事が勤免になつたので、胸に箱を掛け人形を以て神にさむして諸國を巡つた。「これが傀儡師の始めである。百太夫は諸國を巡つて、淡路國三原郡三條村に没したが、何県田への者が、百太夫に傀儡を賣つて、傀儡の技を云々と申す。これが淡路壓機書の始めである」といふのである。

2 志田氏は「近に」つづて

以上二種の所伝に於て、前者即ち森兼百夫（上村田向翁）とする方の所伝では、天正五年といつて紀念が見えうから時代が略々明かである訳であるが、後者即ち道薦及び百太夫を掛け申す方の所伝は、時代につづいて語る所がない。又又道薦と百太夫とが、年代上接続する人なのかも知れぬ。向陽のある人々の手も甚だ明顯したて居る。特に道薦及百太夫と云ふ者は、後に考證する所で實在つぐ所とは認められないが、結局淡路壓機書の所伝は、そのせいか、淡路の操は

由来が後の出来事との並行を認めるのみで、その時代やその人物に就いては諸説の所がないことばかりでないものである。

と記して居られるが、すべての回のキャラクターを物語からもじこえり、ほかの外見、明治時代の上井川源流の源流が織田信長、「源之丞由来記」によらむやうと思へど、以上の一説を確信しておきたいとする。

### (四) 淡路人形の起源

1 広川氏の説く如く、淡路人形の起源に二つの説があるが

東野國郡  
轟せらひの狂歌

「首かげの入形まちしのぼるへは 曲の苗からばんばつべ」とあり

又駒井敷へ着書き

「木偶を弄する者を傀儡師と云ふ。櫻津田舎人に出で、狸谷足利出坊と云ふが、大裏のすがたを印刷したものを配市。正月三日から三番組を擔へて御持行を行ひ、御門の講堂で始め御祝詞をする。

もとより王着して傀儡の技を伝えた事は、先への研究に依つて肯定出来る。

走入

現在もなほ年未だ、美人と稱し金淡名地を各座本別に分割して、そぞろ持場を西より東に移す。現在は山下町に住居の方傀儡子の徒が山の筋の曲宮神社の夷神の信仰を認める處、少しあい人形を担へて諸國を廻り、その一派が山の淡路に生れ三條村（元産所）と申す。王着して傀儡の技を伝えた事は、先への研究に依つて肯定出来る。

現存する座元名次の通り

佐 次 郎	市村与左衛門	八 佐 二 門	金 大 夫	権 兵 四
権 平	源 之 文	市村六之丞	桐川鹿五郎	ENSHIRO
梅 樹 兵 工	久保勘右衛門	福 太 夫		

各座元の持湯は売賣譲渡、合併等で、伝統は詳かでない。現在持つて居るへは多くの人形作者の家柄である。

### (五) 唐長—室永江の操人形

1 河内舞の競りかると

イ 傀儡子（帰）（へぐつきちらじとも呼ばれる）の姓は中央アジア、パミール高原方面の。

一千百余年前、奈良朝頃に歌舞伎と云ふ演者が日本に入つて来た。その内の一種である。

コ 日本へ来てから 戯しい帰化民族として取り扱はれ  
おもに婦女子が人形を手にし 駄囃曲に合せて舞おせ 道行く人の足さとどめかといふ。古  
く見てれば、これが日本の人形芝居の王子です。其の後長い間 附書の一種として 日  
本全国に広く行われていた。

2. 三百五十年前は首相<sup>サガラ</sup>。

3. 京都の日萬慶長三郎なる者が 人形を提携して 立体的に演奏し演出してみよと 橋津田宮の

傀儡師と計って詔諭してみた。

4. はじめは京都に来て次第に江戸が本場となり やがて魔文・元鏡、ころがら大坂に本據がおつて  
現在に及ぶた。

以上人々形芝居の日本における發展史を記したが こゝに淡路の人形につれて記すべし。

5. 津名郡船原村

小林六太夫（当主第一氏）に伝わる書（）

奉

差上謹り証正した（――印は不明文字を示す）

1. 当三月私手下房三郎正木村に罷免<sup>ハセタマツル</sup>治年衛 善兵衛・庄兵衛と由三人し者松屋因も不仕業<sup>スミテ</sup>賣取  
之相成幸町久兵衛座に鑿在夷洋瑞璃木夫豊竹小汀――本林木町三丁目七兵衛座座本三右衛門  
支居諸道具役者二十人召連清野子右衛門御代官所正木村原藏と申者に晴天十日代銀石三兩にて  
ば――御上面向終共事可發焉仰付 節後日之親り証文添て田件  
宝永五年五月廿六日

國 だ ま 判

御月番

出羽遠江守林

坪内能登守林

松住毛岐守林

右之通<sup>ツ</sup>御奉行林へ譲り証文差―― 鑿在々所々之手下共へ相繼坐く相守<sup>シヤウ</sup>處<sup>シヤウ</sup>御請――

表文

操 廉 本

水戸幸相林御下

薩摩石工門殿

土屋相模林御知行下

北条若狭太夫殿

松原瑞波守林御知行下 上村 口向権威  
黒田豊則守林御知行下 鈴木重節右門殿  
松平蔵園守林御藏下 大和三郎兵衛殿  
長谷川猪兵衛林御領 八角伊左エ門殿  
江戸権守本

肥前林 藤原清政殿  
薩摩林 藤原直政殿  
丹羽少林 平政信殿  
藤原重信殿

右之外國々様御座本衆中

团丸工内判

御井津名郡點原曲村 小林六太夫

6 「國事へ礼拝を詔し 課役を除せらる。むかしは傀儡の部頭三人あり、源三郎、菊次夫、左六夫等此三へに権役三本を賜りし事策書載持す。後、菊次夫、左六夫の兩家滅亡し源三郎のみ連続す。則権役三本は其座中で賜る。」

更に同書に

「享保九年五月より洲本奉行所へ差出したる書は」

「一、松浦父六之丞と申者節蒲は権道奥太夫に相替羅有委処光隆林（註、暨復年五世寛永二年十日生慶文六年五月子）三原郡に御成。口光寺に御奉詔被鳥遊天郎市村法藏寺へ御立寄被爲遊參而松浦父六之丞被乃出操被仰付美處田遠御詔由上淨瑠璃相應事奉上國寺處御持謹官敷御御之御裏美原戴仕御礼申上矣次に込承仕夷。右の引付と以つて松浦父六之丞代より親六之丞が治三代ノ御裏島嶼城内御祈禱ニ操ま處被仰付相勸申矣。其也徳島洲本於兩所寺居の儀や七方より度々奉願是れ頃之通報爲仰何相勸矣。勝旨の儀も代々帶し未申付帶し御出操にて御國奉。以上

享保九年五月十一日

7 淡路古今紀聞

往昔国君南宗院殿（註、蜂須賀才五世光隆殿）御巡國の時田光寺（註、本朝社）へ入らるる時「上村屋より操を上體（腰）下淡路操」と云ひて其時少シ田回祿（改め、田寺は田田回寺）と書キし改なり。又田和市村の法藏寺へ入らせられし時六之丞も上體（腰）下、以未兩度共に御花儀之事ある時は必ず兩度行令し、操坐居奉行ナシハシム。御例となり。各一刀を腰掛る事を計らふ。田西操の年始口拜謁をも免し給ひ。其後又靈德院（註、蜂須賀才十世寛保六年六月生、寛永九年八月卒）も御隠居あり。専ら権人形と好み給る。口占様を即ち、勤めしも。古說「」

「三條の者は勝者やナシアリあらは離内<sup>ハシカシ</sup>」

8、「河等の記録依つて

寛永五年に於ては

源之丞はじめ公之丞、菊太夫、佐太夫座等が各地で

舉行してござつたが立証できる。偶々阿波淡路の藩主豊後守五代光隆の本意に召し「これが保

護を受けるに近づく」海陸盛とある。かゝる前大阪に於ても慶享三年近頃に於て「と付本義夫、

夫との連携に依つて、新潟島津詔文義夫太夫の発表、豊竹若夫は元禄十五年豊竹座と題して竹

本屋に对抗し、義夫太夫の全盛時代を理出した時、三茶村に於ても正徳、享保時代の全盛期が現

出した。

## (六) 享保時代の全盛期

1 淡路古今紀聞(享保年間調査)に淡路国諸物件數

(享保六年四月七日)

男 女 合	五万一千百七十二人	津 名 郡	三 原 郡
内 百 性	二万五千四百二人	四万八千六百十九人	二万三千七百八十三人
ノ ノ 僧	三百二十五人	三百六十人	
ノ ノ 山 畑	三百五十五人	二百三十四人	二十一人

社 人	百二十五人	四十九人	二万五千百七十九人	田方八千六百十九人	三原郡
尼	六十九人	二万三千九十六人	六十九人(道場坊廻し)	二万三千九十六人	
女	二万六千四百九十九人	八百六十四人(道場坊廻し)			
山 畑	三百五十五人	四十九人	二万五千百七十九人(道場坊廻し)	二十一人	

松花の淡島歷傳記(田代)

当時其組の魁首たる者上村田向様、市村六之丞の二へなり、是等國司の命をも奉り、御祈請の操  
と鬼神の事常例なり、上村氏は三条村町住し、六之丞は市村町住す、前大守宗鏡源(註 享保六年  
五月生 安永九年八月卒)御靈廟の後、専ら操へ形を好まさうれ、毎々田向様を召して鬼神し  
む、寛政六年歲次己未年正月、當源本(註)でも諸寺に命ぜられ、兩請う御祈請よりまがなれども  
兩一滴もくだらず、猶旧例に依つて須本え幡旗内に於て命渡し仰けられ田向様に印を鬼神、次に  
幡旗行者原仕役五枚続を取す、太夫は村太夫、和田太夫、谷木太夫等なり、須本假名太夫も出て鬼  
神、七田村田口より、市中寺院口にて樂屋を設り幡旗行する(註)今度始めてかと少汰ありしに、享保  
九年大旱に源之盛(註)今の田口田せ以前)の命をひね右邊内に於て命渡と相思めさせ、一ノの面  
行ありし處奇端ありて、十ノ口の面闇と下したる田より、又田口向様持込ふる処の翁の面は名伏

つして、ひとびとのこの面の奇瑞す處はいかる事がござり、寛政六年の興行の時翁の御子の由利御臺は  
ありける御巻門行

「私家行數代侍佐へ某翁の面田秉昌何とぞ幸ひ被選參良美、右翁の面の儀者用田天皇御宇春日御  
橋又合と申有旨之致す由田佐得井鑑成設様邊は御座御美、先年より諸國處々に於て諸事御祈  
禱翁渡任處節は奇瑞御座事度に而御座矣、則今日兩請御社樹にモ右翁相用て美事」御座矣、  
右翁尋ね付申上表文相應御座矣、宣教被仰上可被下矣、

以 上

寛政六東七佛田

上村 日田 様

木村六三郎林御子代

高木津右エ内 殿

3

波路草門

享保元文の頃は田十株にあまれり

とある、田中茂馬氏が報せらる所に依れば

三原 郎

上村日向様（引田源之最）

吉田 佐 太 夫

市 村 六 之 亟

吉田 佐 次 郎

我 谷 紋 太 夫

我 谷 菊 太 夫

市 村 島 太 夫

吉 川 安 五 郎

福 永 幾 太 天

中 川 善 太 夫

福 永 司 太 夫

上 村 文 太 夫

島 谷 七 太 夫

（以上二十三座）

津 名 郡

志 篠 源 之 亟

鮎 原 若 太 夫  
鮎 原 勇 太 郎

中 村 佐 太 夫  
吉 田 幾 右 エ 内

中 田 文 太 夫

假 谷 重 太 夫  
中 田 忠 之 進

志 筑 佐 五 郎  
吉 田 磐 太 夫

中 村 佐 太 夫  
中 村 文 太 郎  
中 村 重 太 夫  
(以上十四座)

〇参考 我入へ田一束(行記載)而御座矣、

十三ヶ村にある古刹靈廟等に於て、諸廟主に西光寺の運営を聽き調査して、その諸廟

行

宝永三年

市の大之亟祖母

正徳元年

六之亟一

正徳四年 六之亟父

正徳五年 菊太夫父

享保元年 源之亟父源太夫

享保三年 級太夫妻

享保十六年 忠六夫

寶延元年 六之亟妻

又この過去帳に太夫の名ばかりものが多數あり、正徳・享保年間に於て旅死と書いた者も相当ある。

兼善寺境内の新田画堂に安置されている大師像を見るに

正徳六年三月 光明院云謡供養

鈴江又五郎(庄屋) 十太夫 佐太夫 李太夫 濱之亟

茂太夫 菊太夫 市太夫 助太夫 与七エ円

等の名を記してある。

5 東保・元文の頃は四十株に余り、今十八組残れり、十八座本と稱す。其の名の如し、

(十八座本名 前記につき略)

西田茂馬氏に依れば やゝ興つてこのので参考造記仕ば

津名郡

上野 源右エ円

小林 大太夫

引田 鹿五郎

吉田 安太夫

三原郡

上村 曜向様

吉田 佐太夫

戎谷 朝太夫

市村 六之亟

吉田 佐次郎

源之亟隠居座

市村 伊右エ円

吉川 安五郎

武屋 忠太夫

湊谷 平太夫

中村 久太夫

福永 稔太夫

法治川 金太夫

市村 紋太夫

6 戸伏太兵衛氏の「淡路人形壓の采访」に

淡路車に今十八組残れり、十八座本と稱すとあつて、さういつと聞ゆる。淡路のへ形壓町 いといへ  
減少して、漸次廃遷に向つたのがやうに見える。然しこのことは、さう簡単にやがていふには  
いかない。私は思うのである。淡路のへ形壓町は所謡座本(大座)のほかに小座といつもののが相  
当ある。旧時の座名は大座ばかりのものではなかつた。座名は興行權の株を示すものだ。又様子  
の入り式廻しでも、数へ組の三番限(も)または無用印(の)、「火薬鑑(ひやくかん)」といふ、小々数組の方  
押しまでの二付掛へのルダループでも、何時も行く先々の旦那場(おとこば)などどの座名を申し立て

る（出跡）

享保 天文度の田十人座と云うのが、壯ずしも大慶ばかりでなかつたうつと云つとはじめの頃からも植家がつく。然も十八組残れりと書かれた寛政時代よりも、すつと以前にあつた文化八年の三条村棟付人數御改帳（オ一草収穫）に依れば、淡路人形の本家と云ひゆる上村源之丞の一家だけでも、すばに当時十数家の分家があつて、いすれも「道萬方通り百姓」の肩書きを保有してゐる。この十数家は、大体に於て皆、同座の唐鏡（トウケン）として一枚ナシ又アヤシコ帰であつたと考えられるから、同座以外の大慶附屬のアヤシリ帰を入れると、確分の数に在るは無す。だから享保・天文の頃よりは、文化・文政度の方が、淡路人形は漸次隆盛に趣じるものと見えてよい方ス。これはナラフ考へる。

つまり私は「淡路革」につづ十八座本は、當時既つた大慶の株である座本だけを数の方もので古

とあり、一つの見方として記して置く。

## （七）元文より文政に至る

三条村大御堂八幡の燈籠（天保五年十一月廿日 上村源之丞座中奉彩色田等）註、并、尊薰坊

號に 文化十一年正月 道萬方 百夫夫の像の裏に 文政庚午五月廿日奉彩色田等（註、并、尊薰坊  
百夫夫、秋葉神）再連掛附とある。

## （八）吉川安五郎氏（安政三五年）二画ノハヘ人形座本と故実

1 吉川氏子供時代の座本名（勿論大慶）十日座

上村源之丞	本座	上村源之丞（隨居座）	吉田佐次郎
中村久太夫		福永幾太夫	中村忠太郎
吉川安五郎		中村菊太夫	市村六之丞
桐川鹿五郎		萩屋甚太夫	引田六三郎
山林六太夫（點原）		志筑源之丞（志筑）	

## 2 故 実

イ 以上十四座元は毎年正月十九日 会合を開く。各座元は、おとへ、秋葉先から帰つて「のち」の番

「出席 明年度の秋葉先 人形役者、太夫等の雇用 損定 其の費用並額につて協議して方。

そして「この金を協定した後、還及した座元に対しても、相應な還及料を課して方。

又連々右部の三座は同じ座元であるが同格と認めた。一段下座行徳などとした。勿論最上座は源之

盛りあつた。この座元の会合は 明治十五年までやつてゐた。

## 口 歌に初め

各座元の年始の儀式は最初のものである。各座所屬の人形役者が正月一日各座元の家に年始の礼にて御應を受け、その夜、夜を徹し、二日午前二時頃ともなれば一番太鼓（やぐら太鼓）を打鳴し、二番・三番と打つて、夜の明け方ともなれば黙念より三番鼓を上げ、続いて大御堂八幡並びに部落内のお社に三番鼓を奉納してから挙げる。

## 八 内 出

巡業に出でた田中、座元の家や大御堂八幡、お社の神廟に三番鼓を上げ、巡業中の幸を祈願する。

## 二 御祝饌奉題

淡路入形太鼓は領主整備的家から非常な保護を受けたため、其御れとしての意味で、御祝饌奉題と稱する様、現在徳島県下で演説した。これが爲め明治初年に於ては四国地方で演説する。一連の興行は全部中止せられた。

## 3 開口坐題

享保の音洲本で兩讀譜の書はてて書いたが、今何れが残つてゐる。

## (九) 明治以降の人形座

### 1 明治四十一年頃

上村源之丞 五株  
吉田源之丞(隱居)  
大黒油  
并木組

吉田佐二郎 二株(本座) 新座  
中村久太夫 福永幾太夫 中村忠太夫

市村六之丞 桐川鹿五郎 小林六太夫  
志筑源之丞

### 2 昭和十年頃

市村六之丞 吉田佐二郎  
八幡座 小林六太夫(中川原)  
淡路源之丞(志筑源之丞)

### 3 昭和二十七年

市村六之丞 吉田佐二郎  
淡路源之丞(志筑町)

第四章 三番叟之找舞

二番の図



後路の三番叟は、其體「六鼓」笛をあしらへて演出するやうに、三番叟、翁、十數の三箇の獨特な頭を用ひ、元末三番叟は人形座に於ては「頭」を神体化し、此す別種「納め」圓漫ともなれば神體と或して樂屋の一部に祭る。三番叟は嚴格に古くと神樂三番叟は、從者、か「ね」と樂の「と」は即ち神ノ奉仕とした得でいる。従つて笛を操るものには其度「行舟」せず、先ず神道を庚へ笄糸を祭つて、然後に標の例である。「行」は元慶年間引田後路<sup>本</sup>縫が其體「田子」として三社神樂を奉經した所式<sup>本</sup>也。

「田子」の形に限り、今も二へ使ひ、即ち生徒の頭と両手を使ひ、一へは足を繋ぐのである。

又「行舟」の頭は「舟」の頭で、船頭の頭である。

式三番雙

(一) 講「ヒカル」の「ヒカル」を「ヒカル」

龍溪先生全集

也「方りり我等も 千秋待うべ」

卷之三

卷之三

謠「あ、どうぞうり どうりやがり どうりじらす」

「アリヤアラリ ガムリガカリ アラコヌタ

謡「嘗るは瀧の水、田は歌ひとやか」

地「たへず細川リ 常口とつだリ りやうとうづ」

謡「左へす瀬方リ 番に瀬方リ 春の千年を経くとは 天津乙女の羽衣ヤ 望むレシテ

水經注

卷之三

卷之三

諸「あゝして居たゞども

地「舞の礼儀也と云ふ」と書かれて

詔  
千早陸名村のみとの昔より  
この所ノハ  
此役の

卷之三

卷之三

謡「凡十年の鶴は萬せじ樂と歌ひたり 又万代の池の鶴は 中一二三五を賣りしり 潟の水  
龍が、賣つて 二万の円 萬せやかに浮へたり 本年中の二十日 十ヶ月とヒシテ

卷之三

謹一  
サヌキニサニ  
千利喜ニ喜びの聲カヘリ

謹「萬歲樂」

卷之三

(三議)「おほきいやリや ようひや 我こより外へは行か」とと思ふ」  
詔「お、ウ田出度や 後の太夫殿に見参申ナト」「田出度や すまひ參つて候」「あ



(一) 武の図

(二)

舞  
舞

「アモリ、虫の聲を聽取れ」アヨウの匂く虫の聲ヤ川森殿 天下泰平に樂む所ナラシ事  
何より以て安樂」「ナシは天まつた後の太夫殿」は 元の座に親王コアヒテ  
の殿が舞の手を「ナシは天まつた後の太夫殿」「御の如く後天半廻行廻」殿  
の舞の手を誰へ事向かひ以て安樂」「セツを 先は歎殿の舞の手を廻甲ト耳後座  
になせりがすにて東」「ナシハベシタハモニテ東ベ」「ナシハベシ廻甲ベ」「アハ  
ボリ舞くい世舞の舞あら」「ナシアラハ舞舞舞アラ」  
えより四時度キ銭走あこふみア あ あら むハガモ一チア 美 ハシナリハノ  
つはだハセ——四

詩「有難のゆづりや 有難のゆづりや 月夜吉の神遊ハ みかナキアガム新ヤナム  
げにナシモハの舞姫の 韶も古もなる仕のへの 村ガナフタルなる セイガイはとは  
て云あらハ 梅と君との道おどり」都の春に行くイキハ「ヨシハシマジタハシハシ舞  
ハシ舞歌樂行のおほみや ナシモハナヒは舞麿をばらハ ナシモハナヒは毒梅といた  
だき」十秋樂也此ぞはや 千葉樂には合わのぶ 相互の太鼓十番セリの声<sup>シム</sup>たのしむ  
十あナリの舞やたのしゃ。

淡路の漁場では、十一月十五日、九月十五日には、此の漁業のへ形船頭と、其の後の立場は、専らの漁場である。この時期の時、立場は、漁業の立場を入るのよりは、立場を出るのよりは、専らの漁場である。この時期の時、立場は、漁業の立場を入るのよりは、立場を出るのよりは、専らの漁場である。この時期の時、立場は、漁業の立場を入るのよりは、立場を出るのよりは、専らの漁場である。

一津名郡の田舎がほどの腰懸を引くか止まつてゐる。その腰に伍勿論生き延命がたゞかね入で  
来る。)

東  
び  
す  
舞

そもそも出度を御あらうる、生ぬるうまの年月日をこつぞと西へば、福徳元年正月三日庚の一刻すまお卯の刻にならぬから、信濃の國は櫛方町の領地と左近のやうに安々と御通じ

雨湯はくじらの井戸を出でて、またまた口ひこ遊樂の門へ。雨湯が口ひこ遊樂の門

でも、そもそも出で度きの間の我三郎を「」尉と云ふ人は、信なる人には極めて福の神なりと祝ひ申せば御神も幸むる。みしめ縁ひいで、笛を吹いて、がく（）がく（）かく（）かく（）か

ねの声に一つもきかこまへた。ハナの銃の声にひかれて  
来た。おほし、カリギュア、おりぬけ、着なして田つ地の  
ううんじ、しゃとなうしなくと坐しめて、みくわの中へと飛入つて、

## 第五章 人形座の組織

### (一) 座本

人形座の資本家と座本といふし、  
馬・猪・鳥・狐等)其の余物用お籠と詫の所謂流物(鳥籠・火鉢・煙管・長刀・薬利・みの  
笠等)道販を所有する。これらは道販せり。而て櫻に入れ、薦せらる。一座の荷物は二四石舟(一舟・荷重な  
れば三十石以上)に及ぶ。重量は三十五石と稱せらる。

1. 横糸は各部題毎、幕毎に入換つるのみ。横糸の場ともなれば、「舞ゆ段り」と稱して、大小色と  
リジンなる織を。ローリング・花火等と用ひて、横糸の表面のアソックを連續的に見せる。その次第  
回十石舟(「坂」)、「横糸田十石坂渡し」とも云つてゐる。

2. 蒜・普通の引幕以外に「折縫幕」と稱して、忠臣蔵・朝顏田記等を通じて、節句大序から大切ま  
で取れる場合(立基題)の田は夫々專向の着用といふが、現計五個内外、男頭には赤塗・白塗・肉色  
の三種類あり。田・眉・口・鼻等動く頭は、全部動かぬ頭とがあり、女頭は普通田色・桂冠のもの

を除けば田だけ動く。更に用途・型等に依つて、表の如き種類がある。

種別	文集に於ける名稱	使用せらるる人形の例
屏	文七頭	王源前の金藤次・一の谷の熊等
別	帰検非遣使	忠臣蔵の判官・本丸記の久吉
劍	別姫全	宗五郎・中川清秀・松玉丸
三	曲源太	六十の重次郎・二十四孝の勝頼・一の谷の數室
家	老丸明	忠臣蔵の田良之助・桂背山の大伴次
駄	羅助	忠臣蔵の平右エ門・油屋の轟助
ヨリト	老入人	近江源氏の時政・桂背山の紫洋
大ヨリト	鬼一	王源前の太公望
世語	リト武氏	伊賀越の平作・忠臣蔵の寺市左工
サクマ	新丸田	仁木捨のサクマ
ハンドウ	牛勘平	二十日季の村上・普連のさ幕

亭	主	又	平	白木屋の大八・朝彌の檜石エ
無地の若男	源	太	唐鹿藏のか歌	→の谷の教説
泣	男		蘿蔭の土八・彦山椎現の名古モ	
鼻	動	鼻あり	忠臣蔵の伴内	鐵山血扇敷の忠大
娘				
嫁				
婆				
悪	涙	莫	耶	朝彌日記の第4月・安達ケ原田茂四郎の婆
子	供			少年・少女・其の数種類
タンゼン	ソ	フ	め	奴・腰元等
特	種	頭	一役頭	男ト露泊・金時・後徳丸
				立一八汐・お岩・岩藤・主薄前の梨割

一役頭中の「酒呑童子」五井櫻ほどの大きナル業界をもつて二本の脚を雇ひし 口は西郷の表  
上る。

三番叟の頭は三つとも特種物に属す。

## (二) 太夫 三味弾

太夫には昔から後路出身が少く 阿波出が多い。三味弾は大部分後路出身者である。

1 太夫一座の組織は「本太夫」(三枚田語)<sup>カクリ</sup>「助語」<sup>スケ</sup>「三段田語」<sup>ハタケ</sup>「七助」<sup>ナシキ</sup>「四段田語」<sup>ヨリ</sup>の四種の語

場語=「端場語」序切語とし 其他「兎習生」が二・三名一座に加まる。

明治十五年頃から 遊遊と稱して 本太夫よりもや 上位にある太夫を入れ 「付物」<sup>ツバチ</sup>と稱して一切狂云を謡ひ其だ。

2 三味弾は 五三味線 二衣面 三枚田とし 本太夫即ち三枚田語つゝ彈くものを最上位とする。其他見習生三味仕一座する者普通とす。

3 太夫及三味線は 一ヶ年間で雇ひしと雇へ 総て給金制度であつた。

## (三) 徒 着 <sup>ヤウ</sup> (人形廻し) <sup>ヒココマワ</sup>

1 徒者には座付の徒者と 每日臨時に雇ひし徒者と二種あり。座付の徒者とは子供の時から尋ね  
其の座で修業し 其座の一人前の中者となつた者と云ふ。

役者は半身道頭と稱して人形の胸、手、腰、道頭、カバシ、刀、軍器等を持つ。(「」)も又半身道頭をすりつもなし。」(「」)外、明治十年以降、其江戸熱心なる者は「使い頭」と稱して、自分の頭顔と半身人形の頭を、血瓶頭と稱して手持してこれ。

## 2 役者の修業

普通人形役者を志望する者は、十一、二歳で、座本の衆に正朝奉公として傭はれる。(遷くとも十四五才から始める。)

入座当時は荒物方(上漬に煙草な小道具を準備したり、設備したうする者)三五年後には荒物頭となる。荒物頭ともなれば、新人の荒物方の指導をするかたはう、<sup>ほつべ</sup>足を使ふ事を権古す。十八、九才と云はば、一日に二三十程度人形と組立ると同時に、その人形を使ふ。<sup>ほつべ</sup>足を使ふ事は自分を使ふ事より自分で組立てる。女方は人形のがみまで結つ、二十才から二十五才位までは足を使ふ事より自分が出来る。三十六オ位から二十才位に廻る様になつて、<sup>ほつべ</sup>足す一人前の役者となる。勿論其へ其へに依つて役は違ひ、赤屋場の角段之助等あるとか、六十の老者、一の谷三段目の篠谷の如き人形はなかなか使えない。随つて人形役者としての足使の時は、かじわゆる修業時代で、足の使い方が悪いと時には高く下駄(高ヤハサ)一尺(一尺)で蹴上げられたりする。又役者(「」)立役(男ノ人形)女形(女ノ人形)との区別があるが、千兩役者ともなれば

男女何れでもやれる人である。

## 3 役者の給金

人形役者の一人前の看守記録取と云い、其の他は七分とか八分とか古ふて枚合がある。荒初時代は無給、荒若頭で三分、座付の看守即ち其の座のみで修業した者は十八、九才で八分、二十才と過ぎると記録取(一人前)の給金を取るが、他の座を修業し転座して来た者は三十才以上になり、其過は一人前であつても、八分ナリと支給せらるなかつた。

## 4 一座の人形役者数

昔華やかな江戸時代では、人形役者三十人乃至六十人を以て、一座したるものなどさむが(勿論弟子、年季奉公人を含む)近頃甚だしく減少し、十七、八人が普通と云つて居る。一部と稱する「田の井」問題などは、十一、二十六人やの時がある。

## (四) 利益金の分配方法

「」耳中の統安八から太夫、三味簞の粉金、一行の旅費、食費、諸道具の新調並に修繕費(座元所の物品)等を引去つた残りをその通り分配する。

## 三座本

当口

三人形役者

次りに口令を記録、今持てて配する

四 後者は廻入の際約束で「歩」と「太鼓」とある。歩は座付の役者に多く、太鼓は他室から来るものが多い。

歩の場合は 總益金の一回令をもつても、太鼓とは一回の興行につけて何程と約束したもののかじサ。

(注) 以上(二)木夫・三味陣・(三)役者の頃は 一ヶ年中巡回にててこた當時の事を記載して居る。

## 第六章 人形の組立 (一) 頭

### 1 頭の製作

頭はすべて上質の檜材又は

桐材で作られ

頭と節とは

一本の檜柱で連結する。首

の下には柄がつらぐらる

(シン串) 頭の眉や目

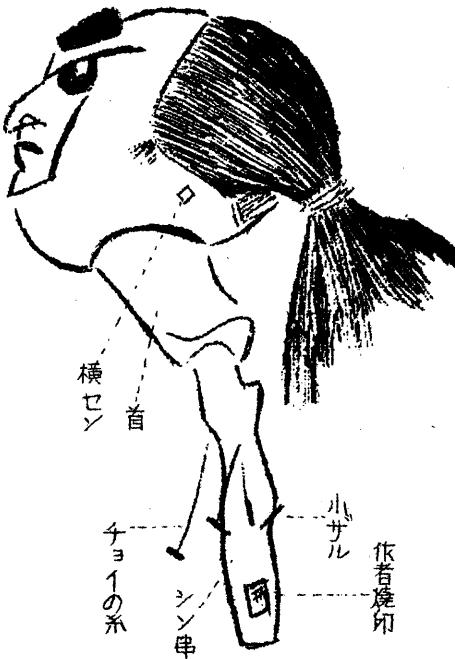
口などは 頭の内部に繋

て依つて弾力によつて仕組

され 柄の部分で取付けた

木(小サル)をひく

事によつて動くようになつ



ている。(右図参照) 尚舞観の代用として 時計のセンマイの糸を使つたのもある。シン串には依者の達印があつてある。

塗上には胡粉を數十回も重ね塗りし、上部は磁の粉、紅ガラ等を用ひてそめ(緑色)、  
白色、赤色に塗上り、更に製作者独特の施(手書き)頭の地、眉、目等)をするのである。

## 2. 頭の製作者

淡路人形の頭は昔は大阪で作らぬものと用い方ある事であるが、今から二百年程以前に、阿波国大國馬瀬に陶藏と稱するものが頭の製作者兼とし出しこから、専ら阿波で伝う所のものと用いられ、面白くと思ひ出る」とは、昔の本家であつた大阪の製作者は、現在ではその跡を斷り、現在文樂でも淡路でも、現在用いゆ出している頭は、全部阿波の國で作ら出方ものである。

(イ) 故	人(昭和十一年の調査)	吉田天狗久口佐口の		
氏名	姓号	住 所	年 代	備 考
馬藏		大國馬ノ瀬	三百年前	元は佛師
鳴洲		罕ノ瀬	古五十年前	
仰助				鳴洲の甥
近藏				

(ロ) 現存者(昭和十一年十一月調)				
氏名	姓号	住 所	年	備 考
天狗久	吉 囲	国府町和田	七 六	人形富の弟子、細工上手で使ひし、死亡(八〇)
天狗舞	辺 蕎	矢野	六 五	天狗久の甥であり弟子でもある

美之助	大黒屋	撫養大代	百年前	美之助の子で二十二年別死
糸吉	大 江	〃		
浜藏	喜一屋	国府町和田	百年前	
忠次郎	デコ丸		明治初年	浜藏の子、人形忠と稱し面造の名人
常右門	原	〃	〃	人形常と稱す
喜五郎	川 島	タ		人形富、細工人としてのオーナー者
近はん	大 江	徳島市古物町	不詳	浜藏の弟子で天狗久の師匠
順次門	大 江	国府町和田	明治三十二年	本性原、人形常の子、順次と号す、市村に移住
面 子	伊予松山	明治十年	元佛師にして動物を造ること得意	
中良龜	淡路色良	不詳	一流の作者、後転業せし由	

崇 松	大江	大代	六 五	崇吉の子
美之助			三 〇	崇松の子 現在文樂座の專属なり
天狗治	吉岡	和田	二 三	天狗久の孫 現在天狗久の元に修業中

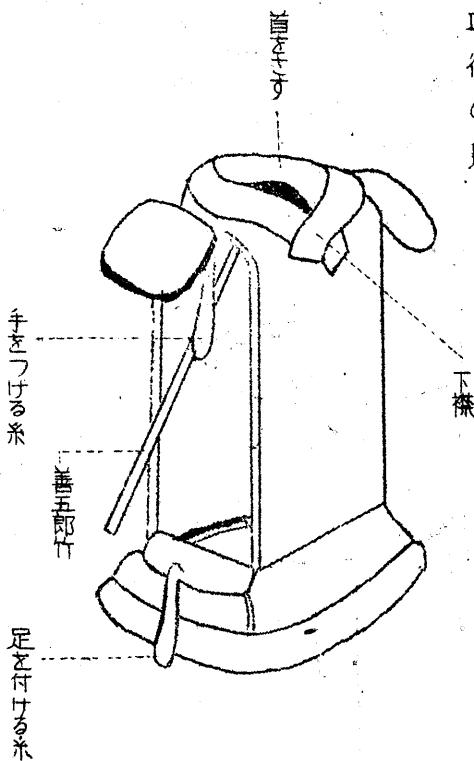
注 大江、邑屋夫に大阪に於ける人形師の家名で、忠三郎、浜藤は生前大阪で修業し方田(大江)美之助氏に依る。

3.

現在浜藤元に所有せられてゐる頭は天狗久、天狗舞、大江頃の依にかかるものが多く、人形忠人形富、人形常、面子、田良鬼等の依が稀に見られる。尚これらの依者はすべてシン弔に達印がある。首のとつろにあるのもある。

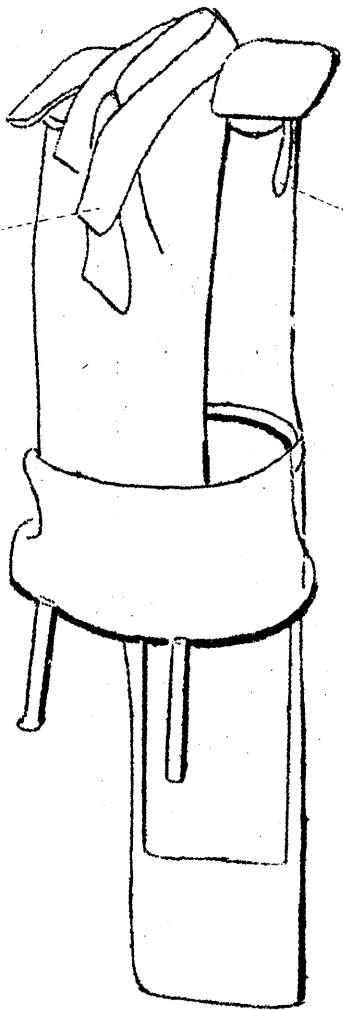
## (二) 脳

### (1) 立役の脳



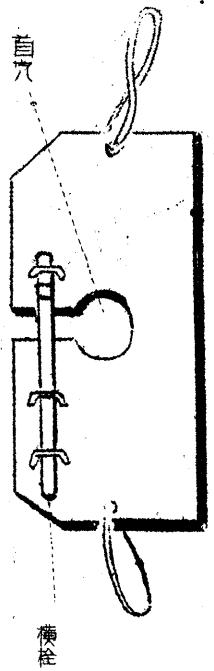
(口) おやまの脇

あわせたる



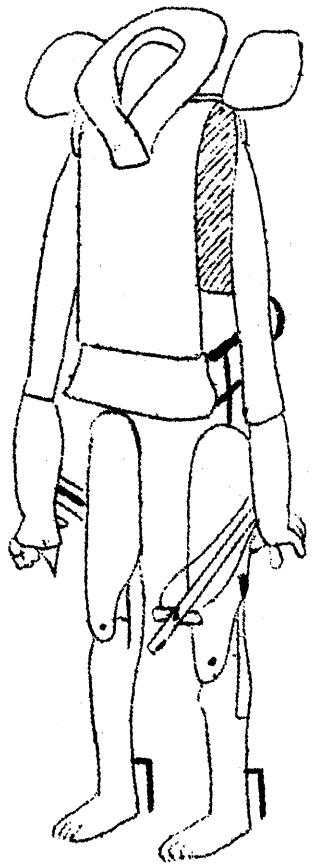
下襟

脇は厚紙に布をはる



肩の部分

(下襟や布類を取りつけた図)

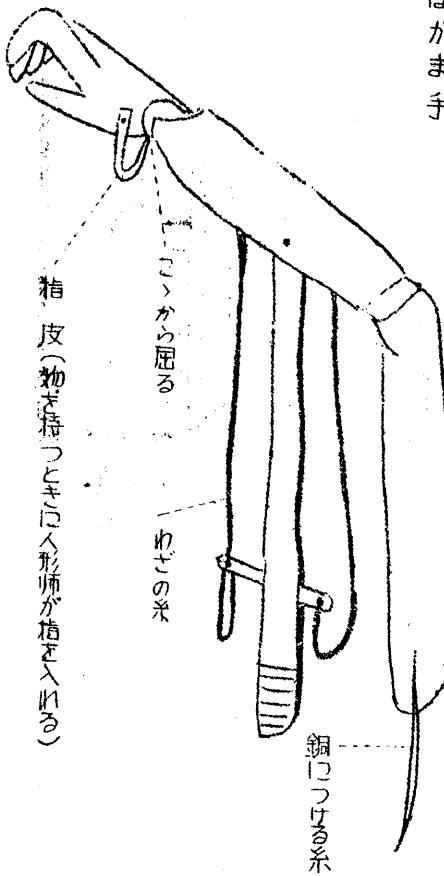


(三)

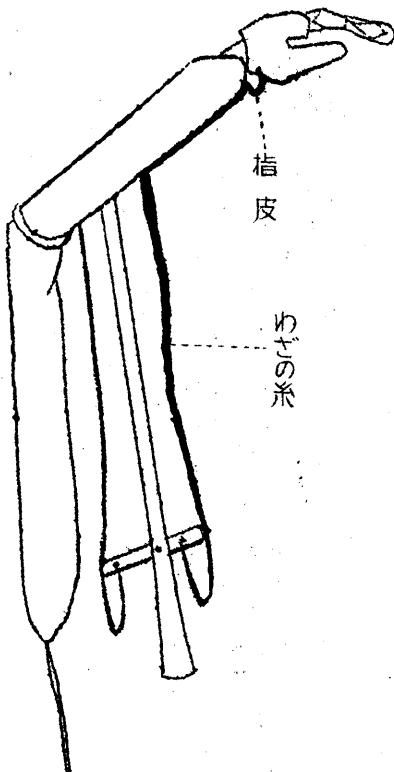
手

手は生じて桐の木で作られ 指先は桧材を用い 腕部は真金を使つ。手には楊手と つかみ手  
とがあり 朱塗と田塗との二種となつてゐる。製作者は職人風である。

(1) はかま手



2 女形の手



第五節 人形の組立

2  
第三  
「朝顔田記の摩耶の姿」、「阿波鳴門のあつる」等は例外ではある（衣裳の裾の所にひもをつけて置く）  
第五節 人形の組立  
胸をつるしておいて衣裳を着せ、手と足を付ける。衣裳はすべて針で止める。頭には普通髪が  
つけたもので、後者が全部適当に髪をつす。胸の肩板の首穴に神しめる。

## (五) 人形の使い方

1  
使い方

普通の人形は男・女とも一つの人形を三つで違う。即ち

イ頭邊ニ右手で頭を右まで人形の右手を這い善五郎で頭体の形を整へる。(清人形  
はうの者)が(はう組立ての)

口をす遣——人形の口を取替り小道具等を使ひ場面にはかりてべらむる。

特殊な人形

やつこ・女中等は一人で遊ぶ。三番段の人形は二人で遊ぶ。即ち頭と手足が一人足が一人である。

2 人形の四方

普通の男

八百々内外  
女

七百々内外

羽織 髪飾りと着物が別々人形

一箇以上

陸羽絹 髪飾りと着物が別々人形

二箇内外

鎧 トトロ人形

二箇五箇内外

袴を着た女人形

一箇五百内外

## 第七章 奨 行

### (一) 営業先

瀬内海沿岸を中心として、四国、九州、中国地方、紀伊半島を営業先として、日露戦争後には遠く朝鮮、大連のままで出かけた。特に四國の内、阿波、伊予、讃岐にアシングが多く、明治初年に盛んで林では三田の販賣から五田の販賣まで、ニヶ月連続行が行はれたところ。又明治二十年頃伊予で開港する前時、ニヶ月以内に於ける、一切の興行物を差止めたそうである。

鹿本の内でも二流の座の中でも、島廻りと稱して、島々を順次巡って興行していくものがある。結果、小豆島等を過ぎて瀬内海へと次いで営業した。

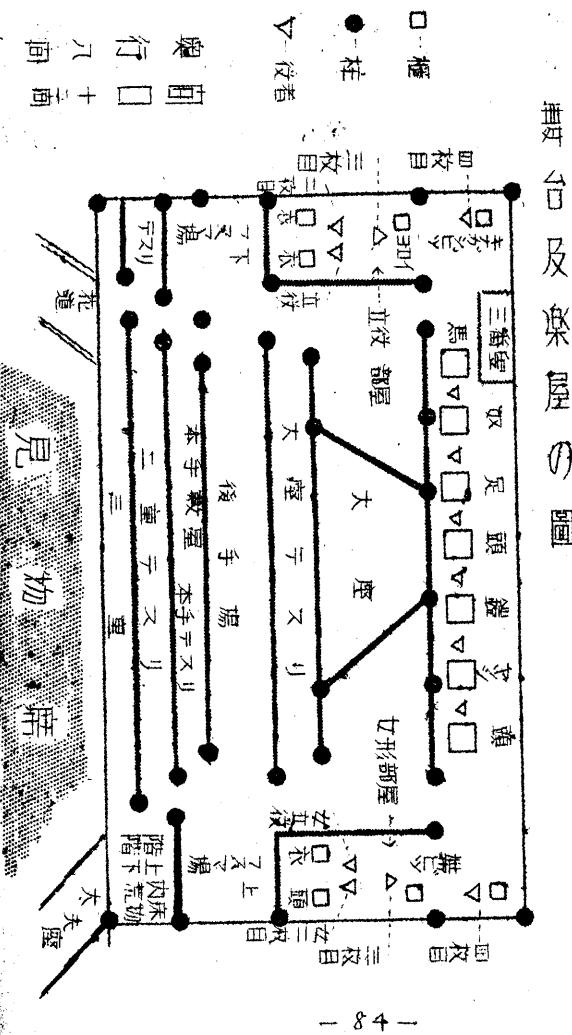
### (二) 営業方法

1 興行の多くは夜に屋外開場する。後者の中から先衆とし梅して、二石の者が監督して小屋をかける。小屋は四角の如く、後半場所を二重、三重の状態になつてある。

人形は主として木製の圓柱を構成する。稀に木座テスリ(大江山の御天皇御)川衝(中世藏の竹入)

の場所で使われる物がある。

大庭に舞台かやのむ舞を遣す前と後



見物語

2

一 調行十六日を本体とし、十五日分の給金にて調行とする。後一日は祝祭として他のものと併用する。  
正田の所産本が乗じて、役者の給金、収業料等を規定して田舎ト田舎の収業にて行う。やがて名越の  
収業して、五月の麦刈前になると後路へ歸り、後路の名越が田に仕地方(田)にて、十二月

一井の樂山集

井上興宣著

卷之三

馬鹿の如きが居る。漁師の如きが居る。

卷之三

時代物 世話物の一種にて大別され 全部其體(通じ)と稱して 大序から大切まで 相勉めるを本體としている。この等の種類は 田余極と稱せられて居るが 最もよく上演されるのは 三十余種である。セドウのものは別記す。(通じ注)

### (1) 時代物

#### 一 の 谷 繩 壬 記

伊賀越道中又、

八陣守護城

#### 本朝二十四孝奥州守連ヶ原

義経十本桜

源平一清

#### 近江源氏先陣館

源平交換手續書

繪本大功記

#### 黒々田七本槍

千葉前

大江口酒天童子

#### 信頼記祇園祭礼

佐名十本桜

赤山權現助助

#### 箱根齋現記

木下彦被面金輪

梅雨断

#### 国姓爺合戰

花菱竹曾

日向秋元女鑑

#### 織田館二子日記

口運上人御注海

金庄羅利生記

### (2) 世計物

西行

御殿

#### 朝廻日記

沢一

肥後野下駄

#### 角力

尚ほ臣贊は一體行の風流の田口上演せりゆるのが例で 御祝儀として 十六日田口にか田口上演せり。

又明治廿五年から 变狂お 中狂おとして 一幕物を上演する「ことが崩かれ」。

## 第八章 人形役者和仲間の会話

淡路人形座劇団者仲間のみで使用される「せんぼう」と解する體裁である。〔出處〕明治二十年頃、淡路へと譲渡されて、検査子院に至つたとか。  
次に其の主なるものと、列記して置く。

せんぼう	解	せんぼう	解	せんぼう	解
「ケル	帰る	バレル	死	ノセル	五べる
カマル	行く	ソナグ、	見る	シカコイ	かしこい
カマレ	ヨイ	セクチイ	つりい	トンベイ	こすい人
カツレル	運ぶる	シヤカタイ	うれしい	マカル	供えり
ゼカス	やめる	ンコラエタ	じ方 <small>こ</small> う <small>じ</small> あ	マゴナ	五々
ゼケル	ある	スケエモン	よい	タシ	下
ゼンコロウ	休・遊	タゲル	取る	ニカ	上
ソル	出る	コダレル	泣事	セイザ	
				酒	

孫泥エ門	万喜三	トクマン	五十	チク	口
ハイセイ	一	オゲン	円	ソク	足
ミニセキ	二	シンタロウ	ゼロ	ニカノソク	手
オヤマコ	三	シメテン	男	トッキヨモン	姿
ヨシ木シ	四	ワコト	嫁	シミケン	頭
カタリ木シ	五	カリ	老	エシロ	花子
クロ	六	ナガモシ	若者	チントン	言
ナナジボシ	七	ワカモシ	老人	トシビ	聲
ヤジボシ	八	ヨリト	子供	ゲニ	人形
ココハツボシ	九	トベイ	人	ツルテン	三味線
トボシ	十	エガタマ	子供	デンバリ	幕
ササキ	大阪	シキ	人		
ハイトク	一円五十枚	カリタ	太夫	ヅルコ	太鼓
テン	百圓	コツペリ	婆夫	ズルカジリ	三味線

火	水	雨路リ	私・己	汗	漫	帶	グル	ゲマン	せんぼう	解
ケン	口ハ	シロサエモノ	ジバ	ノトロ	ドワラ	セコ	箱	せんぼう	せんぼう	解
犬	馬	ひいモ・花	小便	あほ	草履	箱	ジマリ	カゼキ	せんぼう	解
			タレ	タレ	カゼキ	牛	レシ	レシ	せんぼう	解
			ハヤシ・シュー・ヴ・	ハヤシ・シュー・ヴ・	ハヤシ・シュー・ヴ・	女のあれ	男のあれ	男のあれ	女のあれ	解

## 第九章 淡路人形の現況

(一) 享保廿四年余座を数えられた淡路人形座も、明治初年には十田座となり、大正越耳には更に減じて十一座となる。昭和二十七年に至つては僅々田座のみ残る。即ち市村六之丞、吉田佐次郎、小林六太夫、淡路源之助である。

(二) 市村六之坂(市村三条)

市村六之丞（市村三條）  
「の處は享保時代から其の名が出てこぬが今調査した所では、西本沢三郎氏の幼少の頃（昭和十七年）に西波（ヒメ）江田ちくに帶拂してこだ。西波自十一歳に即在所西田に並ぶ。西田町大御氏が實業家で現在に至つてこる。昭和二十一年度より總じ一ヶ年で賄ふべく従事しておこなつた終戦後は春・秋の漁、一ヶ年以内の運行に出る程度となつてゐる。

(三) 吉田佑次郎座 (市村三条)

此の圖は吉政年間の十才図本の一として、歷史に傳わる所がかかるが、確然と文政はない。唯「らむ」ばかりの先祖の画跡で、室町三郎氏で十二代目であると云ひ、桂子と云ふ。桂子は、唯北化文政の頃、幕政の企圖を進んで其時、并々田ぐ金河酒を御進へたのである。

やひ 昭和十三年正月四日朝に御附して御紋付腰袋を被りて御内侍御内十日貢了は「越を演して  
た事等で其の面を知る外はない。」(註)も御頃の所中まだ此處にて伏べつたが、今では淡路各地  
で「郎と相あら」(註)と呼んでゐる。

(四) 小林六太夫人 (津名郡中三原村) 右助馬一郎所有  
「の座を淡路や近畿の一つであるが、祖先は藤原氏から出て連続五十八代、藤原道忠に至りて  
蕃姓を奉養すると謂ふは本らしくうるが確証はない。」  
唯別姓津名郡中三原村後場にある標は體に依つてその番号の字位である。

昭和十七年若原の小林氏が跡をして「おおき 津名郡中三原村中野篤一郎氏が 淡路へ形勢復興  
其の跡を承りて「の座を二歳ごとに替へて居る。

通書防村 住居元年計標付帳記載 津名郡中三原村

(次頁)

(○)

現在人形役者

(他國報中病死・正繩田井)

藤井平一

分木大一分之助一文三郎一半次

十助

(草原の死)(×政三死)(夫母の死)

二少

(西田山助の死)

輔助一七一郎一助三郎一完一一德

(佐喜の死)(西田山助の死)

久友エ門一久木夫一久之助一久次郎一久右四

(草原の死)(安次郎の死)(藤井平一)

三藏

勘五郎一吉一母一新吾一三保藏一新右一庄吉

(藤井平一)

(藤井平一)

通書元年分家

大木夫一松右四一六次大一翁一次一経治郎一藤井一助一常一

(生懸(死)(正和元年)(×政三死)(夫母の死))

(生懸(死)(正和元年)(×政三死)(夫母の死))

藤孝平一 常夫平一

安永田年分家 小林  
 分 藏一喜代助一力 弥一庵 藏 熊次郎 文八  
 (文政十死) (文久二死)  
 高 藏秀一助 仁太  
 [市布] [市布]

(五) 滅路源之助取 (津名郡中田村)

初代吉田利平が三原郡市村三条上村源之丞に年貢奉公に入り 年期を絶つて「のじく分」として上と源の二字を譲り受け 津名郡中田村に歸り 人形座を組織して 上野源右エ門と稱す。

三代吉田利平の子玉之助(後玉藏)三十九才の折 紀伊伊都郡を經營中止して近江守山郡に移り 三郎 椎間和平が經營。和平死後守山勝之助が之の代り 明治二十一年一月「志筑源之丞」へ改

稱 更に明治二十九年二月 内務省の免許を得て「滅路源之丞」と登録 現在に至る。

現在の所有者片山兵吉(明治十五年十一月五日生)と片山恒市(名義) 明治十七年十月三十日生)が經營している。尚の座に専属している人形遣は 片山恒平・片山要助・堀川嘉平・片山慶次郎等である。

(六) 上村源之助取

戦争中近衛町市村の座があつたが 戰闘により灰滅した。

(七) 滅路人形都取 (津名郡都志町)

三原郡瀬町 菊川比<sup>ク</sup>が阿部源之助座を譲り受 前持していたが 昭和三十六年都志町の西野氏が譲り受けた所有せられていふが 常業をしてこない。

(八) 現存する人形遣 (昭和二十七年三月現在)

市 村

農 鹿川 康綱 (明治三十五生) 〔市〕 三樹三輪大 (昭和十四年生)

商 豊田 吉弥 (明治十六年生) 農 須田 伸助 (昭和十七年生)

農 前川春三郎 (明治十七年生)

赤松 鶴吉 (明治三十一生)

豊田 種策 (昭和三十四生)

接場使 中村松太郎 (明治二十八年生)

鈴木 耳一 (大正二年生)

洲本市

商引田花鬼司

商若田貞吉

松帆村

町口萬平（明治十六年生）

津路源之丞の六人

一、津名郡中川原村五田部落に現存

「安政慶（安村三太夫座とも稱す）」昔より木偶ありて 拝祭と稱して 年の始末に御神請冊  
神社（日本最古奉先社也）柱の大御神（五穀豐饒）と 秋季の豐穣と 村へ集つてこの木  
偶（三番叟）を操りて 祈念したが 偶々 文政年間里正（新都土御門殿直第院陽子士多田  
鳴鳳）取立役（俗に取立屋）中野喜左エ門及其の他五人組相手にて 藩主（入形当店）と御  
覽に供仕しが 諸議と交渉得鬼に一座を依り 各地よりの招請に自費出演（呼んで丹那衆  
若どいはお方り）急腳にて出勤 一般より安政慶と稱せられるに至つたが 明治中年に由

洋文書の輸入に時代更迭にて 自然疫病 用興み村社大歳神社内に現存保管しあるが 明  
々年始祭に部落代表者が操り 各市町稻田 用水池等に神事を捧奏せ るも 年と共に  
頽敗滅ぼし行くと時の県会議員中野喜左エ門氏が 坪内博士に 沿路人形の復興を説かれ 大  
「奮起」復興の道を開け、あるの所

昭和七年 洲本市秦嘉景翁が組織せる老会へ 中野氏が勘定の復興方を提案せし所 下記  
各位の賛同を得て 津路人形復興協会を設立し 津路に残存中の人形空回籠中の累少減  
亡に瀕せる山林六太夫座の急救活を計画し 中野氏は全責務を負ひ 山林六太夫座を引取り  
たり。

總務 永田秀次郎

顧問 兵庫県知事鷹沢三三郎

清浦 実善 小笠原長生 植原 喜光 頭山満 郡司清次

堀内文次郎 廣巻 正之 滝田銀次郎 吉井 良亮 萩山忠次

日野弦三郎 天野 敬一

会長 政岡嘉三郎

理次 泰嘉泉 森田福二郎 今岡義二 四田寅一 島俊

理學長

中野集一郎

編務責任者

かくて中野喜一郎は画に水林六太夫座を引取リ 田原一切の修理 改飾を請へ 昭和十一年 東京市報知新聞社大講堂に於てオ一回の上演をなし 次ぐる学校 有樂座 東宝劇場に上演 し 好評と博し 早稲田大学坪内博士漢學記念館主事 小寺詮氏及大政黨議会有志の後援にて (文樂は大阪にて) 演路人形は東京・その聲号を得て 論政劇場を東京に開かんとする西原 大東伊藏となり 古國淡路島田川原本に引換げの止むが半ばに立至つて さ耳の古心や に伴う財源の影響にて 打撃の復興も頓挫と果し。 打撃

而るぞ中野氏の 斯其の滅亡才智も空腹も計り難い。焦心  
際大阪に一人使ひ女形座の出現を見るや(これは標榜は淡路が産んだ人形藝術にあらず)三  
位一体(淡路人形を乱すものとして益々見過すべしの時)ありますして茲に娘三人と嫁二  
人形座を創立し 淡路の女座と稱して發表をなせり。

在来の人形操り芸術と簡易軽便に自由自在に居合にして一人でも容易に觀賞し得る林

個人宅、又は寺院、学校、集会場にて直販又は通販、派出十名以内にて用賀は自転車後付に運び、運送の手数料にて都市町村の端々の人々に活版販賣し得るよつ副利を立て、ト記名位の協力に依り、様者は趣味有つ家庭裏園(娘女学生)に藝術を以て昭和二十四年財团法人淡路人形美術製造販賣會等付テ島の井井子と尋く島田はもとより、開拓の主導者となせり。

理事會一屆田象一林章善上谷瑞

金剛 沢田 一郎

以  
上

## 第十一章 淡路人形と文樂

### 一 淡路人形と文樂座の比較对照

淡 路 人 形 座	文 樂 座
1 古典味豊かで人形らしい。	文楽的で纖細な人向そのものの感じを持つ。
2 宗教的色彩が今尚濃厚である。	純劇的である。
3 小臺掛け脚と民衆として発展した。随つて舞台等は極めて粗野である。	劇場で発展、隨つて脚掛け脚が洗練されてくる。
4 人形を主とした淨瑠璃を從とした。	
5 人形持て頭(六寸以上)が大きい。	
6 着物は「通し」や「たす」と云ふ。	
7 文樂物「通し」狂言がある。	

### 二 文樂軒

#### 一 淡路における氏の文樂人形図譜

天明・寛政・享和の頃に至り、上方の義太夫も人形も傑出した人物は出す全く衰微し、関係者はその田畠の廻行と続けた。それで、淡路から植村文樂軒が進出しても、文樂軒の芝居と銘打つて興行した。文樂軒は田代続して、明治田年始めて文樂座と名づけを挙げ、今日に至る。右七。

#### 二 戸伏太平氏の調査による文樂軒

1 先祖文樂は元道風屋太藏と稱し、阿波の國の出でて、道具舎を販売せるやうなのも、淨瑠璃を能くし、文樂と号せり。

口 文樂軒の妻テルは、津名郡佐屋町の内藤綱の森伊三郎(屋号中屋)家の出である。

ハ 正井太藏(三代文樂翁)が大阪天王寺下寺町遊行寺に天保十四年に建立した「文樂先祖之碑」の表面に、「淡路道・糸妙教 正井氏」とある。放浪道は元祖文樂軒の法名で、文化廿一年七月廿日死、享和廿二十五、糸妙教(テル)は天保十一年十二月十九没。この碑は要するに、テルの機を製機として理へられたことかわかる。中路。それから文樂軒の死没する余ほど以前に、じつじぶつもりか(文政三四年)文樂軒の墓碑を建立してゐる。その墓の施主は、テルの兄(まろ)が弟(まろ)か、「の奥が母である)中谷辰吉(ひだ)だ。この墓は、もと新瀬にあつたが、の方墓地改葬に際して、城原墓地に移転、中谷家の墓地内にある。

### 三 文樂の人形道と淡路

古くから人形の衣流はあつた様であるが 現在淡路七算面で 文樂に關係しつぶへは次の人々である。

- 1 太夫 ① 松太夫(阿万町出身)  
② つばめ太夫(沼島村出身)
- 2 人形道 ① 小林 常夫  
② 小林 薫一
- 3 紋十郎座へまだ出るもの

上山 要助 山口 敏祐 藤田紋四郎  
小林鶴三郎

藤田 麟栄 鈴木 井一

## 第十一章 淡路人形保存運動

昭和十年一月の朝日新聞に「淡路人形保存運動」の題して、後醍醐天皇の朝、既にも天鏡に供し編図を贈じ、豊大園西ら、日本一諸美術院の冠」と折紙がてにて淡路人形保存運動は、将に時代の潮流として一世を風靡したる事の如く、衰微遂に衰亡の徵を起つて、單に廻示の陳物視せらるるの觀あつたが、然らず其種族運動の波に乘つて、せず大阪の文樂では其の喧伝するに至つた。しかし文樂のへ形はあまりにも空虚的であり、由緒と古典的な歴史から淡路人形保存運動にはせずともよいといつてしかが、果して昭和十年新春春節から、淡路人形保存運動を中止として在來の先輩六田秀次郎氏から他の後援のやうに、淡路人形保存運動招頭し、以て考證とへ形独自の芸術と極力宣傳する「ことばなづか方」となつた。

此の記事の如く、昭和十五年、淡路人形藝術復興協会設立され、川内が復興運動が招頭したが、遺憾ながら太平洋戦争のため中絶の上むだをいたつた。戰終つて昭和二十一年四月、市村有志相討り淡路人形保存會を設立、本格的保護運動を展開するに至つた。更に昭和二十二年四月には全道の同意一丸となり、淡路人形藝術保存運動を開始した。

一方、兵庫県に於てセイヨウが保存の必要性を認識、昭和二十三年五月、兵庫県議会にて「兵庫県に於てセイヨウが保存の必要性を認識、昭和二十三年五月五日付にて兵庫県議会にて可決議を上つて、

年九月 兵庫県教育委員会主催のむら行 城崎町印西町に於て 及川田園の淡路人形講演会を開催  
同年十二月には同様講演会を播磨郡豊岡町で開催した。昭和二十六年十月には淡路人形講演会を開催した。  
加西市里・北条・西在田、多可郡由田町にて行なった。  
又一面 昭和二十一年には中野篤一郎太の達来が、淡路人形の女座を創設して、人形達の養成につとめつゝあつたが、市井に於てもこれが養成の義務なることを感し、昭和二十五年七月、市田学校で講演会を挙げ、爾後同好者を十名集めて、毎週三四回講義稽古を積み、二十六年四月には太閤記役団と、庄葉前三役団の二団だけ、この達來の校になつたが、而してこの事業からや、今日の社会情勢から見て、洵に至難な事業であるので、庄院名方面の御支援を得て、無形文化財として価値あるな淡路人形を保存せめらうと奮闘している。

## 淡路人形関係年代表

天皇	西歴	年号	淡路人形要項	参考事項
正親町	一五七〇	元亜 文和 （元 年面）	上村口同様に縫合で縫い	足利十五代將軍の時
後陽成	一五九二	（元 年面）	蛇皮線淡未＝三味線發明	
ク 明正	一五六六 一六三八	慶長 （元 年面）	淡路の引田某曰慶長三郎ヒ 淡路の引田某曰慶長三郎ヒ 淡路の引田某曰慶長三郎ヒ	
ク 後光明	一六五三	慶永 （元 年面）	淡路慶長三郎ヒ 淡路慶長三郎ヒ	
靈元	一六七三	承応 元年	淡路第五世市村で人形を更る	
ク 東山	一六八六 一七〇二	貞享 三年 元禄 五年	近松門左エ出生 淡路人形座中へ棒役三本を賜る 豊竹座創設 享保一三年太夫座が右側に遷り (竹本座)	竹本座創設
中興門	—	正徳 年面	淡路人形座田八座行反示	

天皇	西	歴	年	号	淡路人形垂原	参考	摹頃
中御門	一七二四	享保九年	隆徳寅一〇世孫を母む		享保一八年人形の植生動く(竹本座)		
ク	ク	ク	洲本で西子坐すあり				
ク	一	享保年間	道喜坊禪り九三〇人を教つ			享保一九年三人還とがの(竹本座)	
樺町	一七三六	元文三年	椿忠喜下付			吉田又三郎(竹本座)	
桃園	一七五〇	寛延元年			元文元年入形の眉動く(竹本座)		
光格	一七八五	天明五年	上村源之助座中よりハ職官へ登録奉納		ば名手本忠臣懸物上漢(竹本座)		
ク	一七九四	寛政六年	須本で兩子坐居(翁渡し)		竹本座(明和四年)豊竹座(明和三年)亡ふ		
仁孝	一八一九	文政五年	淡路人形座二十六座		御靈社内の芝居		
ク	一八二〇	文政三年	道喜方百不夫像を修理す		文政五年博多町祇園にて淡路人形の長繁丘下伊都郡上郷村にて入形様を教す		
ク	一八三五	文化八年	前面の扉を奉納		文化六年博多町祇園にて淡路人形様を教す		
			棟札帳に依ると市村に道喜方				
			一一軒				

淡路人形座十日座	二代目文樂野の時代		
吉田佐二郎座の人馬貨松帳			
文樂座創設			
明治二十五年文樂座は松竹の經營となる			
市村に淡路人形保存会結成	初代会長 不動花一		
淡路人形藝術協会生る	初代会長 河瀬修二		
淡路人形座本四厘			